

ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介——ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携での超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み

角 田 猛 之

目 次

はじめに

- 1 SOAS とタワーハムレッツのホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介
 - 1-1 SOAS のホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」——「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム：タワーハムレッツの将来のリーダーの強化」(The Community Leadership Programme: 'Empowering Future Community Leaders in Tower Hamlets') (<http://www.soas.ac.uk/enterprise/casestudies>)
 - 1-2 タワーハムレッツのホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」——「コミュニティ・リーダーシップ：詳しい情報と申請の手引き」(Community Leadership Matters Further Information and Guidance for Applications (http://www.towerhamlets.govt.uk/news_events/news/october/community_))
- 2 「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」でのヴェルナー・メンスキーとシャム・カユームによる共同講義のパワーポイント資料の翻訳
 - 2-1 「イギリス、ロンドンおよびタワーハムレッツのコミュニティの変容：移民、定住および人口動態統計」(Changing nature of communities in Britain, London, and Tower Hamlets: Immigration, settlement and demographics)
 - 2-2 「コミュニティの諸関係の構築：コミュニティにおける「他者」の理解」(Building community relations: Understanding the 'others' in the community)
 - 2-3 「ロンドンとタワーハムレッツにおける多様性の意味：法多元主義の機能」(The Implications of diversity in London and Tower Hamlets: The operation of Legal Pluralism)
 - 2-4 「「他者」へのアプローチ：同化／統合／多文化主義／凝集力と法との関連性」(Approaches towards the 'other': assimilation/Integration/Multiculturalism/Cohesion and their legal relevance)

- 3 タワーハムレッツ・プロジェクトを支える中核的理論のひとつとしての千葉・法多元主義——「3ダイコトミー・アイデンティティ法原理」論と法多元主義をベースとする法学教育の提唱
 - 3-1 千葉正士の「法文化の操作的定義」——多元的な法状況下での法文化の分析枠組み
 - 3-2 千葉の法多元主義、総合比較法学とそれらをベースとする新たな法学教育の模索
——SOAS での角田の “Chiba’s Theory of Legal Culture and new Idea of ‘Comprehensive Comparative Law’ Basing on some Japanese Papers in his later Years” 報告のパワーポイント資料

はじめに

本資料は、2011年12月から2013年5月の間にロンドン東部の特別区 (borough) たるタワーハムレッツ区 (Tower Hamlets: 以下, 「区」は省略) がロンドン大学 SOAS の「エスニック・マイノリティ研究センター」(Centre for Ethnic Minority Studies) と連携して開催した, 「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」(The Community Leadership Programme) での講義の一端を紹介することを目的としている。

「ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクールにおける「アジア・アフリカの法体系」講義 (2011-2012年) の紹介——ヴェルナー・メンスキー教授の講義資料を中心にして」(『関西大学法学論集』第63巻第6号所収) でも言及 (311頁) したように, わたしはルーバン・カトリック大学客員教授としてベルギーの中世以来の大学街ルーバンに滞在中 (2011年9月1日から2012年3月31日。現在はルーバン大学と改称) に, 法文化, 法多元主義に関する海外の共同研究者のひとりたるヴェルナー・メンスキーが南アジア法担当教授を務めるロンドン大学 SOAS を3度訪問, 滞在した (2011年11月15—17日, 2012年1月10—15日, 2012年3月25—28日)。そして2度目に滞在中の1月14日にメンスキーの誘いにより, ロンドン大学のカレッジのひとつでタワーハムレッツにある「ロンドン大学・クイーンメアリー校」(Queen Mary, University of London; QMUL) にて彼が主催する「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」に参加した (於; 同大学「フランシス・バンククロフトビル 3.40 番教室 (Francis Bancroft Building 3.40); 10時—2時30分: Assimilation/Integration/Cohesion, and their legal relevance; 1時30分—4時; Diversity, and its implications in London, including Tower Hamlets: Legal Pluralism)。

本資料では、メンスキーとならんでもうひとりの同プログラムの担い手で、SOASにて「法、多文化主義、文化横断的な人権」(‘Law, Multiculturalism and Intercultural Human Rights’) 講義を担当する SOAS 講師のシャム・カユウム (Sham Qayyum) に依頼して添付ファイルにて送信してもらった、4つの同プログラムの講義用パワーポイント資料を訳出することで、「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の一端を紹介としたい(「2 「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」でのヴェルナー・メンスキーとシャム・カユウムによる共同講義のパワーポイント資料の翻訳」)。そしてこれらの講義内容を補足するために；

- (1) まずは、タワーハムレッツと SOAS のホームページでの同プログラムの紹介を抄訳することで、その目的や意義、内容などを概観する(「1 SOAS とタワーハムレッツのホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介」)。
- (2) そしてさらに、メンスキーもカユウムもともに自らの法多元主義研究の方法論的主柱として依拠し、同プログラムの講義内容の理論的中核をなしている、千葉正士の法多元主義に関する理論(彼らは「構造的法多元主義」(structural legal pluralism)と呼んでいる)たる「法文化の操作的定義」のいくつかのポイントを紹介する(「3 タワーハムレッツ・プロジェクトを支える中核的理論のひとつとしての千葉・法多元主義——「3 ダイコトミー・アイデンティティ法原理」論と法多元主義をベースとする法学教育の提唱」「3-1 千葉正士の「法文化の操作的定義」——多元的な法状況下での法文化の分析枠組み」)。
- (3) そして最後に、千葉が主として晩年の2000年以降に構想していた法多元主義をベースとする「総合比較法学」(Comprehensive Comparative Law)に依拠した法学教育のあり方について、グローバル時代の多元社会を見据えて千葉が提起した、「ロースクール時代」における新たな法学教育に関する斬新なアイデアの一端を紹介する。その際、3度目のロンドン大学訪問の際の2012年3月26日にメンスキーの主催にて SOAS で開催された、「千葉正士追悼セミナー」(“(Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context: Chiba Memorial Symposium, SOAS, School of Law, 26th March 2012, Room 4418)”)にて私自身がおこなった報告“Chiba’s Theory of Legal Culture and new Idea of ‘Comprehensive Comparative Law’ Basing on some Japanese Papers in his later Years” のパワーポイント資料を掲載することでその紹介に替えたい(「3-2 千葉の法多元主義、総合比較法学とそ

れらをベースとする新たな法学教育の模索——SOAS での角田の“Chiba’s Theory of Legal Culture and new Idea of ‘Comprehensive Comparative Law’ Basing on some Japanese Papers in his later Years” 報告のパワーポイント資料)。

1 SOAS とタワーハムレッツのホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介

講義資料を訳出する前にタワーハムレッツと SOAS のホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の目的や意義について概観しておこう。

本資料の「2-1 「イギリス、ロンドンおよびタワーハムレッツのコミュニティの変容：移民、定住および人口動態統計」」で統計資料と、移民、宗教などのさまざまな分布図において紹介されているように、われわれ日本人には馴染みの薄いタワーハムレッツは、欧米の中心都市のなか——シティ・オブ・ロンドン (City of London) の東隣、ロンドン中心部からバスで約20—30分程度。2012年のロンドン・オリンピックのホスト地域——にあって世界でも有数の多元社会、多文化社会である。人口約25万人のうち白人が約56%に対して、人口の半数近くがアジア、アフリカ、カリブ系住民である。

私が参加した同プログラムの教室では約30名が受講していたが、その内でヨーロッパ系白人は1名のみ (フランス人；プラスドイツ系のメンスキー) で、残りはパキスタン、バングラディシュ、インド、ソマリア、その他のアジア・アフリカからの移民であった。彼らはさまざまな (民族の) 服装、言葉、総じて文化、そして皮膚の色を持つ人々で、私自身が非西洋人であるということをほとんど意識せず、また英国にいるということをまったく意識あるいは認識しなかった。また、タワーハムレッツの区長 (Mayor of Tower Hamlets) たるルトフル・ラーマン (Lutfur Rahman) も非西洋の出自を有している (本資料の3頁後のガウンを着た人物。「ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクールにおける「アジア・アフリカの法体系」講義 (2011-2012年) の紹介——ヴェルナー・メンスキー教授の講義資料を中心にして」(『関西大学法学論集』第63巻第6号所収) の382頁に掲載するメンスキーの講義のパワーポイント・スライドにも彼の顔写真がアップされている)。

本資料の2-1でも詳細に説明されているように、エスニックな度合いを示す主要な指標たる宗教に関しては、キリスト教徒とムスリムがほぼ拮抗して約36パーセント、次いでヒन्दゥー、仏教である。また、このような非西洋系のマイノリティを主体とする

人口構成に比例して、低所得者層の比率や失業率が非常に高いのもタワーハムレッツの特徴のひとつである。そこで、まずは「タワーハムレッツ・ガイド」(Tower Hamlets Borough Guide: Your All In London Guide to Tower Hamlets) (<http://www.allinlondon.co.uk/boroughs/tower-hamlets>) を抄訳して本プログラムの意義や目的を理解するための一助としたい。

ブリック・レーン・マーケット (Brick Lane market) からカナリー・ワーフ (Canary-wharf:「埠頭」) を背後に控える株式取引所に至るまで、ロンドンの特別区たるタワーハムレッツはここ数年来—英国においては今なお最も貧しい地域のひとつではあるが—発展と変化を享受してきている。1988年に着工されたカナリー・ワーフの建設は、テムズ川に沿ったイースト・ロンドン (East London) 地区の一部へとタワーハムレッツが移行していく出発点であった。その後、タワーハムレッツの全地域が再開発され、その開発とともに、報道関係や金融関係に勤務する職業人 (professionals) の地区への流入をもたらした。ここ数か月の間にタワーハムレッツは、2012年のオリンピックの5つのホスト特別区 (host boroughs) のひとつとして、さらなる資本投下や発展—リー・バレイ (Lea valley) に建造中のオリンピック公園がその一例である—から利益を得るであろう。

タワーハムレッツは小さな区ではあるが極めて人口が密集しており、ロンドン中心部の東側に位置して豊かな多様性を享受している特別区である。ほぼ半数の人々がマイノリティのエスニック集団を出自としており、英国のなかでもエスニック集団の割合が最も高い地域のひとつである！ ほぼ3人にひとりの割合でバングラディッシュの出身で、ついでかなりの数のソマリア人、リトアニア人、ルーマニア人が集住している。タワーハムレッツは年齢層が非常に若い特別区で、3分の1以上が20歳から34歳までの人々である。

カナリー・ワーフの複合施設によってタワーハムレッツに莫大な富がもたらされるとともに、非常な貧困も併存している。ドックランズ (Docklands) のさらなる開発は相当の経済成長と高給—タワーハムレッツで働く人々の平均給与が6万4千ポンドにまで達している—を得ることのできる多くの仕事をもたらした。しかしながら失業率はなお高く、また4割の世帯が1万5千ポンド未満で暮らしており、所得の格差が極めて高いことを示している。

- (1) SOAS のホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」
——「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム：タワーハムレッツの将来のリーダーの強化」(The Community Leadership Programme: 'Empowering Future Community Leaders in Tower Hamlets') (<http://www.soas.ac.uk/enterprise/casestudies>)

背景と条件

われわれがアイデンティティや市民権、帰属 (belonging)、そして人権などにかかわる緊急の社会問題に正しくアプローチしなければならないとすれば、コミュニティ・リーダーシップ (コミュニティの指導者) を養成することは、とりわけ多様性が生み出すさまざまな課題に直面している状況において重要である。

このような文脈において、SOAS の付属研究所たる「エスニック・マイノリティ研究センター」(Centre for Ethnic Minority Studies) によって提供されているプロジェクト「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」が、コミュニティのリーダーもしくはリーダーを目指す一団の人々のリーダーシップを発揮するためのスキルを磨くために、[ロンドン東部に位置する自治体たる] タワーハムレッツ区の資金によって実施されている。

アプローチ

本プログラムの受講者は、学術的・理論的および実践的な——眼前に存在する課題や組織化のためのスキルと知識が、コミュニティをベースとするリーダーシップの手助けとなるためにはいかに活用されるのかということユニークな形で提示することをも含む——専門的知識と結びついた、先進的で高水準の大学院プログラムに出席することになる。

各受講者は自らの知識や一連のスキルを批判的に再検討することが求められる。そして彼らが次世代のコミュニティ・リーダーとなることを援助するために、個人の力量を強化することを主たる目的として包括的なツール・キット ('tool-kit') を身に付けさせることを目的としている。

プログラム

このコースの学際的なプログラムは広い範囲のトピックを含んでおり、それはコミュニティにおける多様な声、文化、宗教、そして市民参加や研究方法、主張、さまざまなリーダーシップや管理のあり方、法の性質と役割、組織化と任務遂行のための主要な

SOAS ENTERPRISE OFFICE Bespoke Programme



The interdisciplinary programme covers a wide range of topics, which includes understanding and facilitating the many voices, cultures and religions in the community, civic participation, research methods, advocacy, diversity of leadership and management styles, the nature and role of law, key organisational and business skills. These are all brought together to address urgent community social issues connected in particular to education, mental health, the criminal justice system, discrimination, and racial harassment and violence. Individuals focus on the areas that interest them most, enabling them to cultivate life-long personal development planning skills.

Outcomes and Benefits

Individuals develop a sense of confidence and belief in themselves and their ideas, recognising that leadership is more than holding a position and requires a deep commitment to social justice and social responsibility. By serving as positive social change agents they are empowered to tackle urgent social problems practically, both locally and nationally, particularly in highly diverse arenas.

“The course is ideally suited for anyone with an interest in making a difference to the communities in which they live; enabling participants to address social justice issues, network with others, improve their community and influence policies that effect local people’s lives.”

Emdad Haque, Associate Director, Equality and Diversity, NHS Tower Hamlets



Lutfur Rahman, Mayor of Tower Hamlets, with programme participant Sultana Kingdom

SOAS, University of London, Thornhaugh Street, Russell Square, London WC1H 0XG
www.soas.ac.uk/enterprise

スキル、等々を理解したうえで、高めることを含んでいる。

成果と有用性

各受講者は自己の力量に対する自信を深め、自身と自らの考え方への信念を高める。そして、リーダーシップというのは一定の地位を占めること以上のものであり、社会正義と社会的責任に対して深くコミットすることであるということ認識する。社会変革のアクティブな担い手として働くことによって、彼らは一定の地域や国全体、また特に多様性極まりない地域において、喫緊の社会的問題と実践的に取り組む力を与えられるのである。

「このコースにおいては、彼らが暮らしているコミュニティを変えていくことに関心を有しているすべての者が申し分なく満足するはずである。このコースは、受講者が社会正義の問題に関心を向け、他の人々とネットワークを形成し、彼らのコミュニティを改良し、地域の人々の暮らしに影響を与えるような政策に影響を及ぼしている。」
(Emdad Haque, Associate Director, Equality and Diversity, NHS Tower Hamlets)

- (2) タワーハムレッツのホームページでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」——「コミュニティ・リーダーシップ：詳しい情報と申請の手引き」(Community Leadership Matters Further Information and Guidance for Applications)
(http://www.towerhamlets.govt.uk/news_events/news/october/community_)

コミュニティ・リーダーシップ・プログラムについて

目的

タワーハムレッツ区議会 (Council) は、さまざまな人生を歩んできた多くの人々が、自治区 (borough) においてコミュニティ・リーダーシップに貢献するような積極的役割を担っているということ認識している。

自らの仕事もしくは専門職として、あるいは選挙によって選ばれた代表として、また地域のボランティア、活動家としてであれ、人々がコミュニティ・リーダーシップを発揮している場合、区議会はそれらの人々の重要な貢献を高く評価している。

同じく、より多くの地域の人々が地区のコミュニティをより強力で引っ張っていくことを区議会は望んでいる。このことをサポートするためにコミュニティ・リーダーシップ・プログラムは、コミュニティ・リーダーシップに必要なスキルを各人が発展、強化させるための手助けをしたいと考えている。

人々は借家協会や地域のスポーツクラブ、あるいは規模の大きな第三セクターを管理している場合もあるだろうが、これらすべての管理に必要なリーダーシップのスキルは極めて類似している。

プログラムの主な特徴

プログラムはつぎのようなモジュール（課程）を含む。

[モジュール1]：コミュニティ・リーダーシップの最良の実践（Community Leadership Best Practice）

- コミュニティの諸関係の理解と構築
- 実践的なコミュニティの運営
- コミュニティ内における運営のための政策と法の制定

モジュール1は、コミュニティをベースとするリーダーシップのスキルと知識を發展させ、洗練するために必要な学術的・理論的、実践的な専門的見解を一体のものとする。

[モジュール2]：コミュニティ・リーダーシップの専門的な展開（Community Leadership Professional Development）

- リーダーシップと管理のスタイル
- 戦略的、運営上の組織管理
- コミュニティ・リーダーシップの課題と機会

モジュール2は「リーダーシップの最良の実践」モジュールに依拠して、研究方法、広範囲にわたる公法上の問題、およびコミュニティをベースとするリーダーシップをより推進するための、組織および管理に関する実践的な専門的見解、等々にかかわるきめ細かな知識とスキルを發展させることに向けられている。

[モジュール3]：コミュニティ・リーダーシップの個人的展開（Community Leadership Personal Development Log）

- 個人的、専門的な成長
- 助言、監督、およびネットワーク化を通じての反省的な学びの統合
- インターンシップと昇進課程の推進

モジュール3は、自らの發展とその構造を自己のものとし、自力で進歩することを可能としている。系統だっており確固とした裏づけのあるプロセスは、自らの学びを

再検討し、計画を立て、自らがその責任を引き受け、さらに自らが学んだことや方法について、その成果をより明確に理解することを可能とする。

これらのモジュールに加えてさらにつぎのものがある。

- シンク・タンクや他の組織への出向
- 職業紹介の機会
- 監督し、助言するリーダーシップ

プログラムに参加するための資格条件はあるのか？

- コミュニティ・リーダーシップ・プログラムの修了者には大学院コースの修了証を授与するので、すべての出席者は学部課程を修了していなければならない。

プログラムの期間は？

- プログラムは2011年2月に開始して2012年10月まで続く。

費用はかかるのか？

- まったく費用はかからない。必要なことは、自らの個別のプログラムの一部として、自治区における関連するプロジェクトの仕事の一部を担うために、自己開発し、獲得したスキルを用いることに同意することだけである。

プログラムはいつはじまるのか？

- 1月第1週にはじまる大学のコースとともに12月公式に開始する。

申請書の作成

申請書に必要な事項を正確に記入し、以下の質問に答えてください。回答は受講者の候補者リスト作成とプログラムへの受講者選抜のために利用します。特に以下の点について明確に記入してください。

- 現在あなたが担っているコミュニティ・リーダーとしての役割、あるいはなぜそのような役割を担うことを望んでいるのか
- このプログラムを通してどのようなスキルを伸ばし、強化しようとしているのか
- プログラムのどの部分に最も関心を有しているか（たとえば出向（Secondments）、助言者（Mentoring）、学術的向上（Academic Development）など）
- どのようにして、受講のための時間を作り、プログラムを修了することを可能にするのか
- 地域のコミュニティのために獲得したスキルをあなたはどのように用いようとし

ているのか

**：詳細についてはナシム・アフメット (Nasim Ahmed) 電話 020-7364-3218 もしくは nasim.ahmed@towerhamlets.govt.uk まで。

2 「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」でのヴェルナー・メンスキーとシャム・カユームによる共同講義のパワーポイント資料の翻訳

「はじめに」でのべたように本章では、私自身も出席した同プログラムのふたつの講義資料と、統計資料、図像をもふんだんに用いたタワーハムレッツの多元状況の進展に関するふたつの講義資料を訳出する。すなわち、(1)「イギリス、ロンドンおよびタワーハムレッツのコミュニティの変容：移民、定住および人口動態統計」、(2)「コミュニティの諸関係の構築：コミュニティにおける「他者」の理解」、(3)「ロンドンとタワーハムレッツにおける多様性の意味：法多元主義の機能」、(4)「「他者」へのアプローチ：同化／統合／多文化主義／凝集力と法との関連性」(Approaches towards the 'other': assimilation/Integration/Multiculturalism/Cohesion and their legal relevance) の4資料である。

**：2011年から2012年にかけておこなわれたコミュニティ・リーダーシップ・プログラムのタイムテーブル (Community Leadership Programme Teaching Timetable 2011-2012) を次頁以下に掲載して本プログラムの全容を提示する。

(1) 「イギリス、ロンドンおよびタワーハムレッツのコミュニティの変容：移民、定住および人口動態統計」(Changing nature of communities in Britain, London, and Tower Hamlets: Immigration, settlement and demographics)

スライド1：変容するコミュニティ：より良い理解に向けて

- コミュニティの熟練したリーダーになるためには、「最良の実践」('best practice') として自分たちの身の回りのコミュニティのことを深く理解することが必要である
- 21世紀の英国 (Britain) は歴史上最も多様化している (Somerville et al 2009)
 - ：英国だけかそれとも他の国でもか？ グローバリゼーションと EU の拡大のインパクトに注目しなければならない

Community Leadership Programme Teaching Timetable 2011-2012				
Date	Seminar			Lecturer
Wed 14 th December 6-8pm Town Hall	Launch meeting (Introductions and programme outline)			Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Term One	Module One: Law and Community Leadership Best Practices			
Wed, 4 th January 2012 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Demographics, development and changing nature of communities in Britain, London, and Tower Hamlets			Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Wed 11 th January, 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Building community relations: Understanding the others in the community			Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sat 14 th January, 10-4pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.26	10am - 12:30pm Assimilation/Integration /Cohesion, and their legal relevance	12:30 - 13:30 Lunch	1:30pm - 4pm Diversity, and its implications in London, including Tower Hamlets: Legal Pluralism	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Wed 18 th January, 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Introduction to English law, legal concepts and law-making processes			Sham Qayyum
Wed 25 th January, 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Representing the community: Advocacy and engagement in the law-making process			Sham Qayyum
Sat 28 th January, 10-4pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	10am- 12:30pm Tackling racial harassment & violence and legal remedies	12:30 -1:30 Lunch	1:30pm- 4pm Engaging with the criminal justice process	Sham Qayyum
Wed, 1 st February, 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Identifying and driving community/organisation wide strategic and operational initiatives			Tony Doherty & Sham Qayyum
1st Network Leadership Event Friday 3rd February Speakers and Venue TBC				
Wed, 8 th February, 6-9pm	Understanding business opportunities and threats			Tony Doherty &

Venue: QMU Room- 3.40				Sham Qayyum
Wed, 15 th February, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Key performance indicators to measure performance results: Boosting performance at individual, team and business-unit levels			Tony Doherty & Sham Qayyum
Wed 22 nd February 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Developing business case for new initiatives: Strategic positioning, financial and operational goals			Tony Doherty & Sham Qayyum
Sat, 3 rd March, 10-6pm Venue: QMU Room- 3.40	10 am-1 pm Cohort Presentations	1 – 2pm Lunch	2 – 6pm Cohort Presentations	Prof. W.Menski & Sham Qayyum
Sun, 4 th March 10-6pm Venue: QMU Room- 3.40	10 am-1 pm Cohort Presentations	1 – 2pm Lunch	2 – 6pm Cohort Presentations	Prof. W.Menski & Sham Qayyum
Sat, 10 th March, 10-6pm Venue: QMU Room- 3.40	10 am-1 pm Cohort Presentations	1 – 2pm Lunch	2 – 6pm Cohort Presentations	Prof. W.Menski & Sham Qayyum
Sun, 11 th March, 10-6pm Venue: QMU Room- 3.40	10 am-1 pm Cohort Presentations	1 – 2pm Lunch	2 – 6pm Cohort Presentations	Prof. W.Menski & Sham Qayyum
Term Two	Module Two: Law and Community Leadership Professional Development			
Wed, 14 th March, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Research methods in understanding the community			Sham Qayyum
2nd Network Leadership Event Friday 17th March Speakers and Venue TBC				
Wed, 21 March, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Understanding and engaging in the educational process and law			Sham Qayyum
Sat , 24 th March, 10-4pm Venue: QMU Room- 1.13a	10am- 12:30pm Understanding discrimination and legal remedies	12:30-1:30 Lunch	1.30pm-4pm Tackling discrimination in the workplace and in the provision of services	Sham Qayyum
Wed, 28 th March, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Understanding and engaging with mental health law issues affecting the community			Sham Qayyum
Wed, 4 th April, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Overview of leadership and management styles			Tony Doherty & Sham Qayyum
Wed, 11 th April, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Motivating staff and stakeholders			Tony Doherty & Sham Qayyum
Wed, 18 th April, 6-9pm Venue: QMU Room- 3.40	Managing change and tackling resistance			Tony Doherty & Sham Qayyum
Wed 25 th April, 6-9pm	Raising funds to support your organisation			Tony Doherty &

Venue: QMU Room- 3.40				Sham Qayyum
Sat 5 th May, 10-6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	10am-1pm Cohort presentations	1-2pm Lunch	2- 6pm Cohort presentations	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sun 6 th May, 10-6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	10am-1pm Cohort presentations	1-2pm Lunch	2- 6pm Cohort presentations	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sat 12 th May, 10-6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	10am-1pm Cohort presentations	1-2pm Lunch	2- 6pm Cohort presentations	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sun 13 th May, 10-6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	10am-1pm Cohort presentations	1-2pm Lunch	2- 6pm Cohort presentations	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
3rd Network Leadership Event Friday 18th May Venue and Speakers TBC				
Term Three	Module three: Law and Community Leadership Personal Development			
Wed, 16 th May, 6-9pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 3.40	Review of Personal Development Plan			Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sat 19 th May, 10- 6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 1.02.6	10am-1pm Evaluation of Personal Development Plan	1-2pm Lunch	2-4pm Evaluation of Personal Development Plan	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
Sun, 20 th May, 10-6pm Venue: QMU Francis Bancroft Building Room- 1.02.6	10am-1pm Evaluation of Personal Development Plan	1-2pm Lunch	2-4pm Evaluation of Personal Development Plan	Prof. W. Menski & Sham Qayyum
4th Network meeting/leadership event tbc				
1st June	End of term			
4th Network Leadership Event Friday 22nd June Venue and Speakers TBC				
July 2012 Date TBC	Graduation ceremony			
July – September	Think Tank Placements			

- 今日、英国は多文化 (multi-cultural), 多民族 (multi-racial), 多宗教 (multi-religious), そしてさまざまなエスニック (multi-ethnic) から構成 (Parekh 2000) —英国は「さまざまなコミュニティからなるひとつのコミュニティ」(‘community of communities’)

：これは正しいのか？

- 300以上の言語がロンドンに住む人々によって話され、ロンドンは1万人以上の人口を有する、少なくとも50の英国に固有ではない (non-indigenous) コミュニティを有している

実際、世界中のいかなる民族、国民、文化、宗教も、少なくともロンドン在住の少数者 (handful of Londoners) ということができる (Benedictus 2005)

- 英国は常にさまざまな出自の人々の故国でもあるので、英国とくにロンドンに現出している多様性は以前のいずれの時代よりもはるかに大きい

現在われわれが有しているのは、「超多様性」(‘superdiversity’) である (Vertovec 2006)

cf. メンスキー (2009) のことばでは：「超多元的」(A plurality of pluralities (POP))

- Spencer, Nick (2010) ‘The price of diversity’. *Third Way. Christian Comment on Culture*, 33.7 (September 2010: 19)：「宗教動態を専門とする人口統計学者のエリック・カウフマン (Eric Kaufmann) はヨーロッパの未来を『プルトピア』(‘pultopia’) と呼んでおり、そこではいかなるひとつの信条やエスニック集団も支配的ではない。そしてその状況はすでに英国のいくつかの都市において存在している。将来の姿を見たいならばレスター (Leicester) を訪問しなければならない。」

第2スライド：変容するコミュニティ：超多様性

- 英国は常にさまざまな出自の人々の故国でもあるので、英国とくにロンドンに現出している多様性は以前のいずれの時代よりもはるかに大きい

現在われわれが有しているのは、「超多様性」(‘superdiversity’) である (Vertovec 2006)

- それは英国が以前に経験した程度を超えるレベルと種類の多様性を強調することを意図した概念である
- 多文化に依拠する多様性ということを超えて、超多様性の概念は現在のありのままの

多様な状況を把握するために、つぎのようなさまざまな変数の相互作用を考慮する；

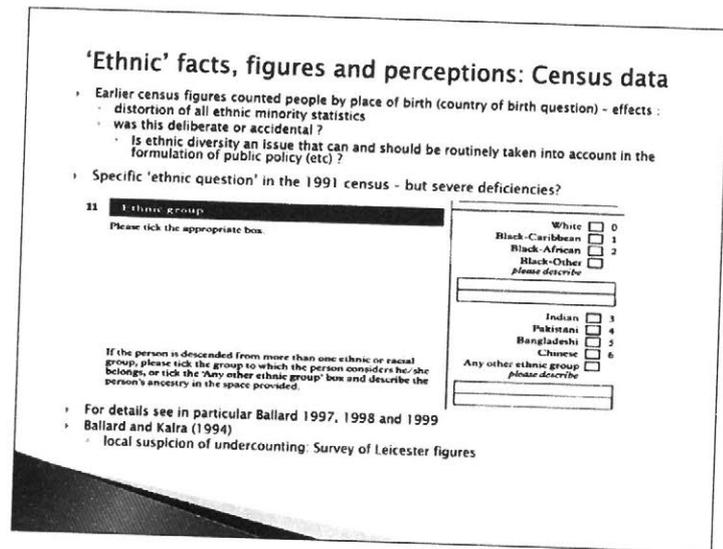
1. 言語
2. 宗教
3. 移住方針 (migration channels) と移民の地位 (immigration statuses)
4. 雇用
5. ジェンダー
6. 年齢
7. 地域 (location)
8. 越境の思想 (transnationalism)

第3スライド：変容するコミュニティ：より良い理解に向けて

- しかしながら、このような展開がいかなる重大な意味をはらんでいるのかをわれわれがはたして十分理解しているかは疑問である
 - ：その影響は多様なレベルにおいて極めて大きく、コミュニティ・リーダーとしてみなさんが対処しなければならない新たな課題と機会、リスク、および対立をもたらしている
- われわれはいま、コミュニティに対して移民が及ぼす影響とその結果生じる大きな意味をより十分に理解しようとしている

第4スライド：「エスニック」にかかわる事実、数字、および認識：人口調査のデータ

- 以前の人口調査では出生地（出生国を問うこと）によって人口をカウントしていた——その結果
 - ：あらゆるエスニック・マイノリティの統計を歪曲している
 - ：これは意図的かあるいは偶然なのか？
 - エスニックな多様性は公共政策（その他）の形成に際して常に考慮されうるし、また考慮されなければならない問題なのか？
- 1991年の人口調査における特別な「エスニックに関する設問」——しかしながら、重大な欠陥があるのではないか？
- 詳細については、特に Ballard 1997, 1998 and 1999
- Ballard and Kalra (1994)
 - ：地域によって過少にカウントされているという疑い：レスターでの調査の数字



第5スライド：「エスニック」にかかわる事実，数字，および認識：2001年の人口調査のデータ

2001年の人口調査

2001年の人口調査ではエスニシティと宗教にかかわる3つの設問が存在した

• 出生国

：この設問ではつぎのように尋ねている 「あなたはどこの国で生まれましたか？」 そしてつぎのチェック欄がある：「イングランド，ウェールズ，スコットランド，北アイルランド，アイルランド共和国，その他の国；[その他の国の場合] 現在のその国名を記入してください」

• エスニック・グループ

：この設問は1991年の設問と類似しているが，若干のカテゴリーにおいて変更がある。特にはじめて混血 (mixed) を選択することができた。つぎのように問うている。「あなたはどのエスニック・グループに属していますか？ AないしEからひとつ選んだうえで，あなたの文化的背景を示す適切な欄にチェックしてください。」

「A 白人 以下のうちいずれかをチェックしてください：英国 (British)，アイルランド，あるいはその他の白人のバックグラウンド (その他の場合はその国名を記入してください)」

「B 混血 以下のうちいずれかをチェックしてください：白人と黒人のカリビアン，白人と黒人のアフリカ人，白人とアジア人 あるいはその他の混血のバック

クグラウンド（その他の場合はその国名を記入してください）」

「C アジア人あるいはアジア系英国人 以下のうちいずれかをチェックしてください：インド人，パキスタン人，バングディシユ人 あるいはその他のアジアのバックグラウンド（その他の場合はその国名を記入してください）」

「D 黒人もしくは黒人系英国人 以下のうちいずれかをチェックしてください：カリビアン，アフリカ人 その他の黒人のバックグラウンド（その他の場合は記入してください）」

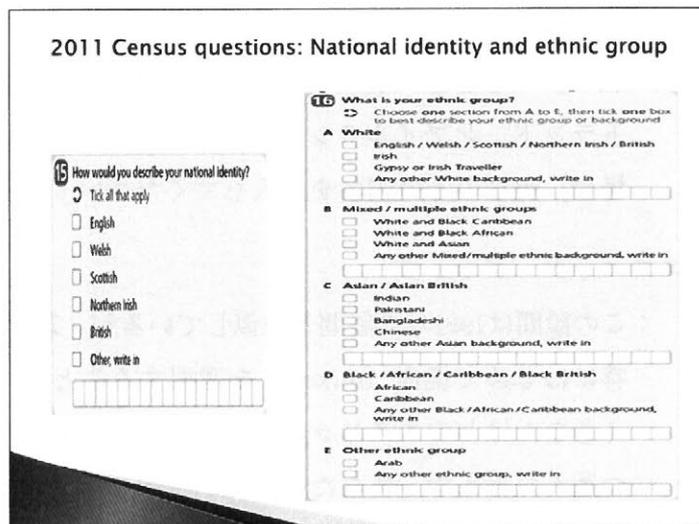
「E 中国人あるいはその他のエスニック・グループ 以下のうちいずれかをチェックしてください：中国人 その他（その他の場合はその出身を記入してください）」

• 宗教

：この設問は2001年にはじめてあらわれたもので回答も任意である。つぎのように尋ねている 「あなたの宗教は何ですか？ 以下のうちいずれかをチェックしてください：無宗教，キリスト教，仏教，ヒンドゥー教，ユダヤ教，イスラム教，シーク教，その他 その他の場合には宗教名を記入してください。」

第6スライド：

2011年の人口調査での設問
——ナショナル・アイデンティティとエスニック・グループ



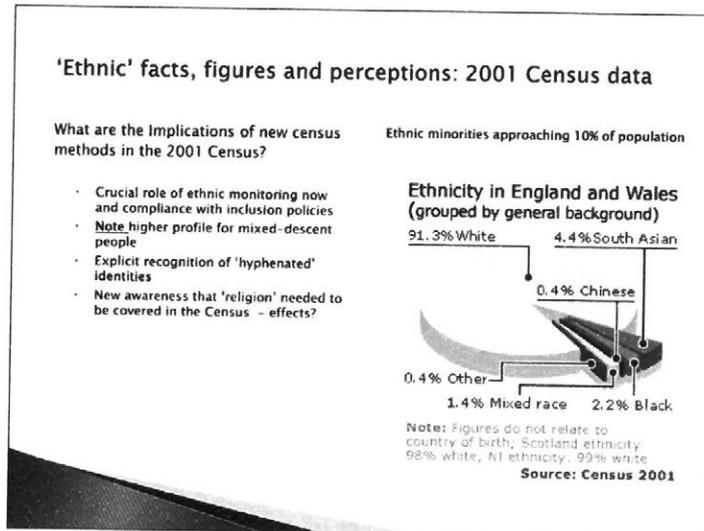
第7スライド：「エスニック」にかかわる事実，数字，および認識：2001年の人口調査のデータ

2001年の新しい人口調査の方法はいかなる意味を有しているのか？

：現在においてエスニシティを調査することの重大な意味と統合政策（inclusion

policies) の受容

- : 注 混血の出自の人々をより詳細に把握しようとしている
- : 「外国系の」(‘hyphenated’) 人々のアイデンティティの明確な把握
- : 「宗教」を人口調査のなかに取り入れることが必要であるとの新たな認識—その影響は?

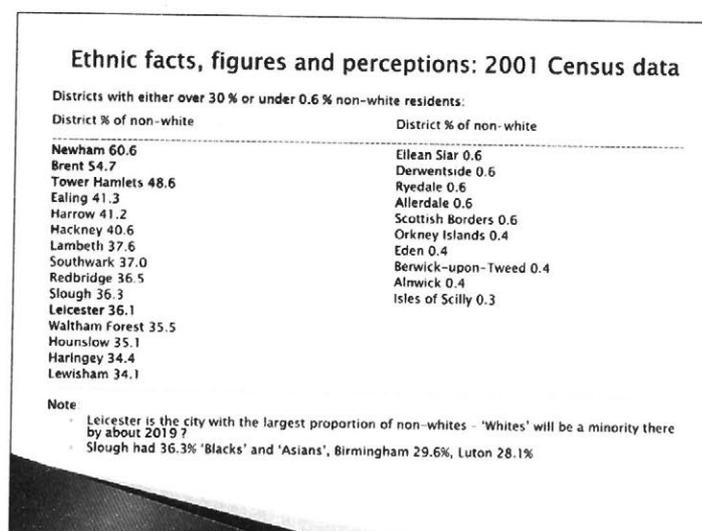


第8スライド：エスニックにかかわる事実，数字，および認識：2001年の人口調査のデータ

非・白人の住民が30%を超えているかもしくは0.6%に満たない地域

注：

- レスター (Leicester) は非・白人の人口が最も多い市—おそらく2019年頃までには白人がマイノリティになることが予想される
- スロー (Slough) は36.3%が「黒人」と「アジア人」，バーミンガムは29.6%，ルートン(Luton)は28.1%



第9スライド：

変容するコミュニティ：
英国統計局公表の2005年中頃の
エスニック集団にかかわる人口統計
(各自自治体総計は100%)

Changing Communities: ONS published annual population estimates by ethnic group for mid-2005 (percentages, boroughs totals = 100%)

	White British	White Irish	Other White	Black African and Black Caribbean	Black African	Black British and Asian	Other Black	Indian	Pakistani	Bangladeshi	Other Asian	Black African Caribbean	Other Black	Chinese	Other	BAME
City of London	70.1	2.6	10.4	0.0	0.0	1.3	1.3	2.0	1.3	3.9	1.3	1.2	2.0	0.0	1.3	13.7
Barking and Dagenham	72.8	1.5	3.9	1.0	0.5	0.4	0.5	2.8	2.2	1.1	1.0	2.4	7.6	0.5	0.9	0.8
Barnet	57.7	2.9	10.8	0.8	0.4	1.9	1.1	8.8	1.6	0.6	2.1	1.2	8.1	0.4	2.3	2.7
Bexley	54.0	1.3	2.7	0.5	0.3	0.5	0.5	2.8	0.3	0.4	0.6	1.0	3.6	0.5	0.8	0.6
Brent	38.8	5.7	9.4	1.8	0.7	1.1	1.1	18.1	4.3	0.6	4.8	0.4	7.7	1.4	1.3	2.0
Bromley	61.1	1.5	4.2	0.8	0.5	0.7	0.5	1.9	0.4	0.4	0.7	1.6	1.9	0.3	0.7	1.1
Camden	59.4	3.5	10.7	0.8	0.6	1.2	1.3	3.6	0.9	0.7	1.2	1.6	5.1	0.5	0.7	3.1
Croydon	58.8	1.9	4.8	1.5	0.5	1.1	1.8	7.5	2.8	0.6	2.3	7.8	5.0	1.1	0.8	1.0
Ealing	68.6	3.9	9.5	1.0	0.5	1.3	1.9	10.0	3.9	0.5	3.9	4.0	4.1	0.6	1.4	1.0
Ealing	57.4	2.6	10.2	1.0	0.5	1.0	1.6	6.3	0.9	1.4	2.2	5.4	6.5	0.8	1.1	2.0
Greenwich	60.7	1.9	5.6	1.1	0.5	0.7	0.7	4.3	1.1	0.8	1.3	3.1	8.5	0.8	1.5	1.2
Hammersmith and Fulham	59.8	3.9	10.4	1.1	0.6	1.1	1.8	1.9	1.2	0.8	1.3	4.4	4.4	0.5	1.1	2.0
Haringey	48.8	3.6	14.1	1.4	0.9	1.2	1.3	10.3	1.3	1.6	1.7	8.3	8.1	1.3	1.5	2.2
Harrow	60.9	3.7	4.9	0.7	0.4	1.0	0.9	2.0	2.5	0.6	0.5	2.0	3.1	0.5	1.1	1.0
Havering	61.2	1.4	2.4	0.5	0.2	0.4	0.4	1.5	0.6	0.5	0.6	0.6	1.5	0.2	0.5	0.1
Hillingdon	67.9	2.5	4.8	0.7	0.4	0.9	0.7	10.0	1.8	0.7	2.3	1.5	3.1	0.5	1.1	1.4
Hounslow	53.6	2.4	0.7	0.7	0.5	1.2	0.9	10.3	4.4	0.8	2.4	1.3	3.2	0.4	0.9	2.3
Islington	51.4	4.5	10.9	1.9	0.7	1.1	1.2	2.2	0.4	2.5	1.6	4.2	5.2	1.0	2.3	1.0
Kingston and Chelsea	50.2	2.7	24.2	0.8	0.6	1.2	1.4	3.0	1.1	0.9	1.4	2.2	3.5	0.6	2.7	3.0
Kingston upon Thames	72.0	1.9	7.9	0.5	0.3	1.0	0.7	4.4	1.6	0.4	2.7	0.6	1.4	0.2	1.6	1.0
Lambeth	54.0	2.7	9.8	1.8	0.7	0.8	1.2	2.3	1.1	1.0	0.9	10.2	8.6	1.8	1.3	1.2
Lewisham	50.7	2.4	7.1	1.7	0.7	0.7	1.1	2.3	0.7	1.6	1.1	11.5	9.0	1.9	1.4	1.4
Merton	67.3	2.5	9.7	0.9	0.5	1.1	0.8	4.6	2.6	1.6	3.3	3.5	3.9	0.7	1.5	2.0
Newham	38.8	1.1	5.4	1.2	0.7	0.8	0.9	12.1	8.7	0.6	3.2	0.7	12.7	1.1	1.4	2.0
Redbridge	53.0	2.0	4.4	0.9	0.4	0.9	0.7	14.3	6.6	2.3	3.3	3.8	4.6	0.6	1.0	1.0
Richmond upon Thames	73.7	2.9	10.8	0.5	0.3	1.0	1.0	0.7	2.8	0.7	0.4	0.4	0.8	0.7	0.2	0.9
Sutton	52.6	2.8	8.1	1.2	0.6	0.7	1.1	2.0	0.6	1.6	0.9	0.8	10.3	1.7	2.8	1.0
Sutton	60.0	1.9	4.3	0.8	0.3	0.8	0.8	0.4	2.7	0.9	0.4	1.8	1.8	0.3	0.8	1.2
Tower Hamlets	64.2	1.8	7.9	0.8	0.4	0.8	0.8	2.1	1.0	3.0	1.0	2.2	2.1	0.5	2.3	1.0
Waltham Forest	53.5	2.1	7.8	1.4	0.7	0.9	1.0	3.7	1.1	1.2	2.3	1.7	6.4	1.4	0.9	1.0
Wandsworth	60.2	2.0	10.5	1.0	0.5	0.9	0.8	3.1	1.9	0.7	1.4	2.0	3.1	0.8	1.0	1.0
Waltham	60.8	2.8	19.4	0.8	0.7	1.5	1.4	4.8	1.4	2.3	2.1	2.5	3.4	0.7	3.2	4.1
London	59.2	2.6	8.8	1.0	0.5	0.9	0.9	6.4	2.2	2.2	2.0	4.4	5.5	0.8	1.4	1.9

第10スライド：「エスニック」にかかわる事実，数字，および認識：2001年の人口調査のデータ

- 宗教信条にかかわる2001年の人口割合
 - キリスト教徒 71.7%
 - イスラム教徒 3%
 - ヒンドゥー教徒 1.1%
 - シーク教徒 0.6%
 - ユダヤ教徒 0.5% (過小評価か?)
 - 仏教徒 0.3%

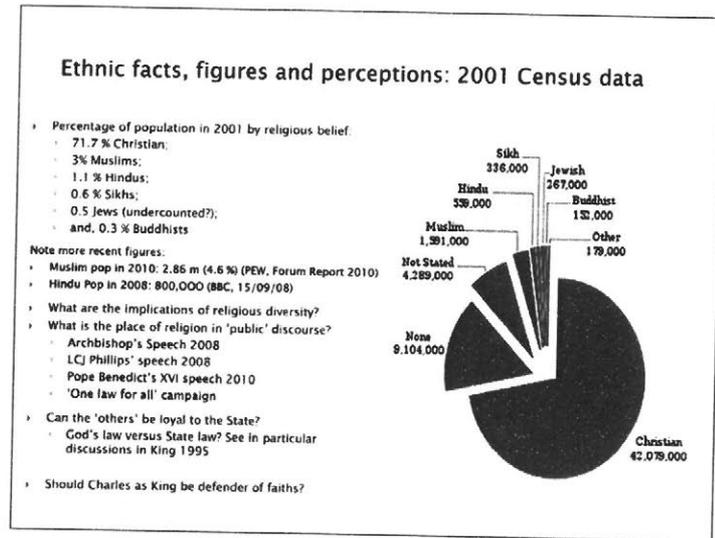
注：最近の数値

- ：2010年のイスラム教徒：286万人 (4.6%) (PEW, Forum Report 2010)
- ：2008年のヒンドゥー教徒：80万人 (BBC, 15/09/08)

- 宗教上の多様性はいかなることを意味しているのか?
- 「公的な」論議における宗教の位置は?
 - ：2008年の大主教のスピーチ
 - ：2008年の首席裁判官フィリップスのスピーチ
 - ：2010年の教皇ベネディクト16世のスピーチ
 - ：「すべての人に同一の法を」(‘One law for all’) キャンペーン
- 「その他の者」(‘others’) は国家に対して忠誠を尽くせるのか?
 - ：神の法 対 国家法? 特に1995年の国王の議論参照

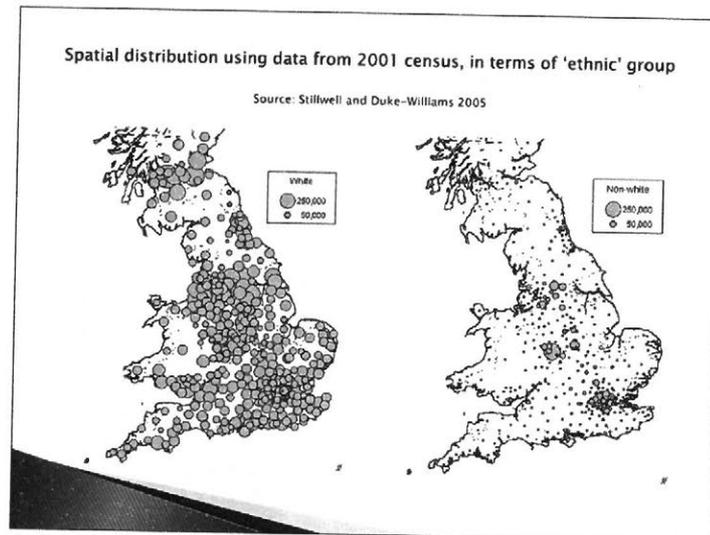
ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介—ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携での超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み

- チャールズは国王として「信教擁護者」(defender of faiths) でなければならないのか?



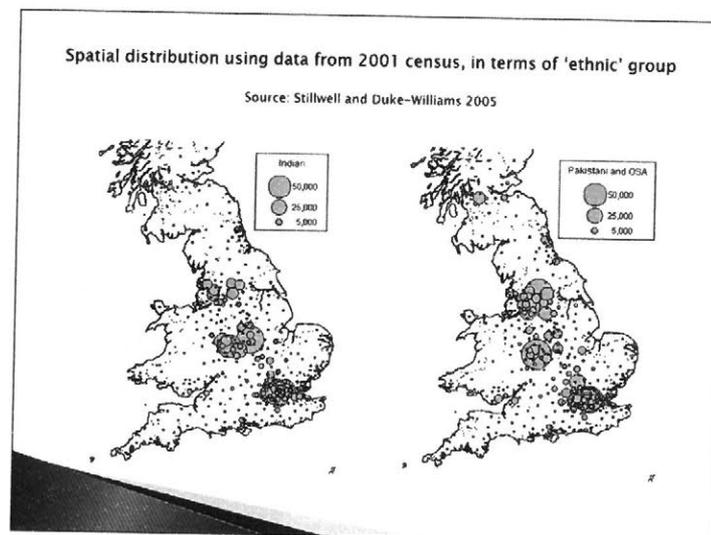
第11スライド:

2001年人口調査データに基づく「エスニック」グループに関する地域的分布
 [(1) 白人と非・白人]



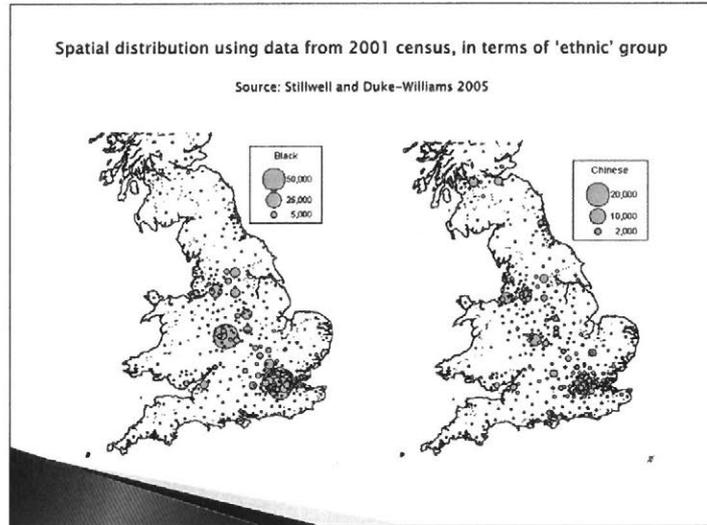
第12スライド:

2001年人口調査データに基づく「エスニック」グループに関する地域的分布
 [(2) インド人とパキスタン人と OSA]



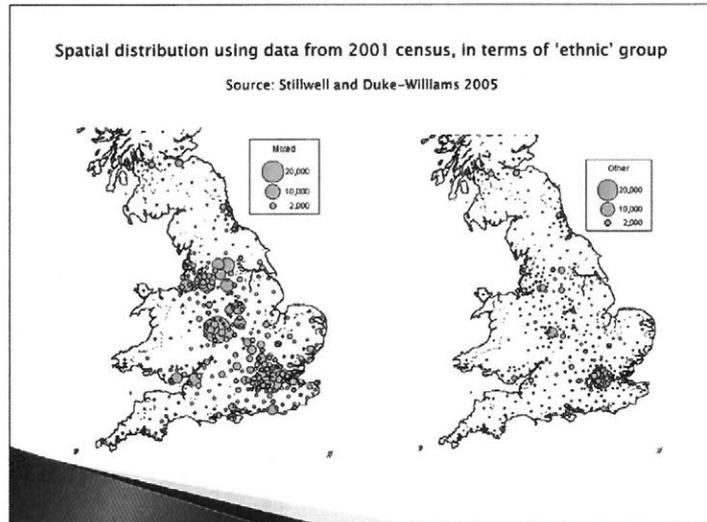
第13スライド：

2001年人口調査データに基づく「エスニック」グループに関する地域的分布 [(3) 黒人と中国人]



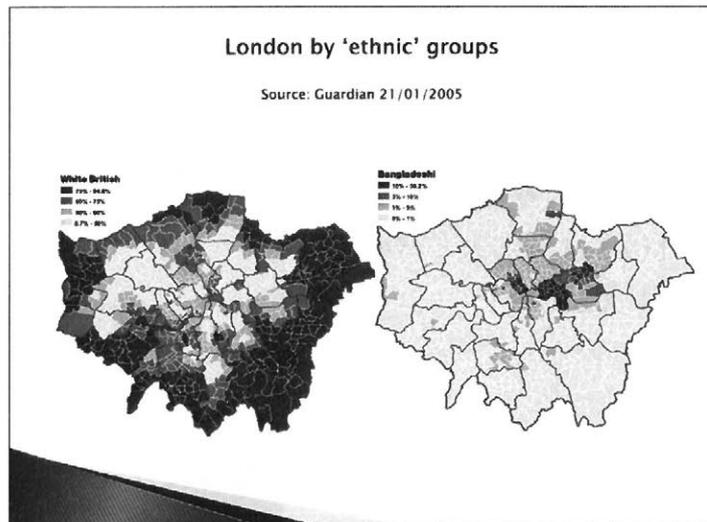
第14スライド：

2001年人口調査データに基づく「エスニック」グループに関する地域的分布 [(4) 混血とその他]



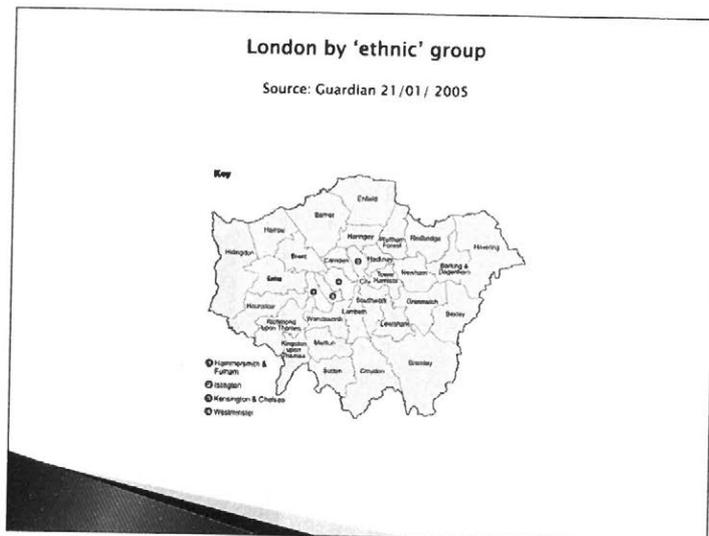
第15スライド：

ロンドンの「エスニック」グループの分布 [(1) 白人の英国人とバンブラディッシュ人]



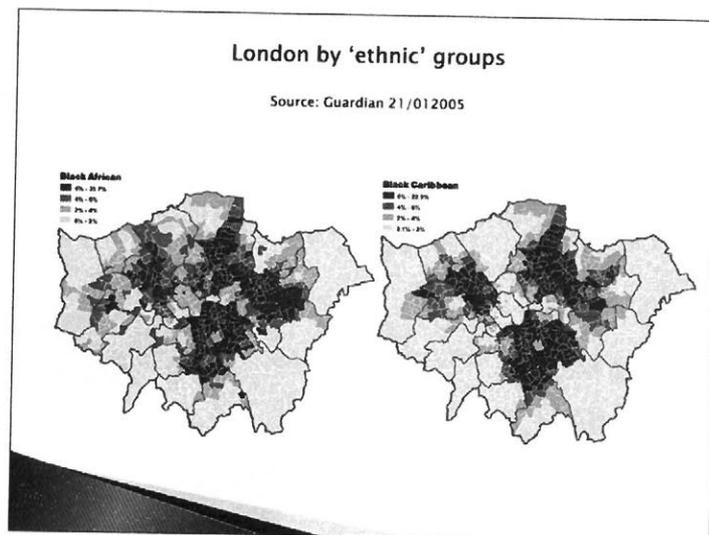
第16スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(2)
Key]



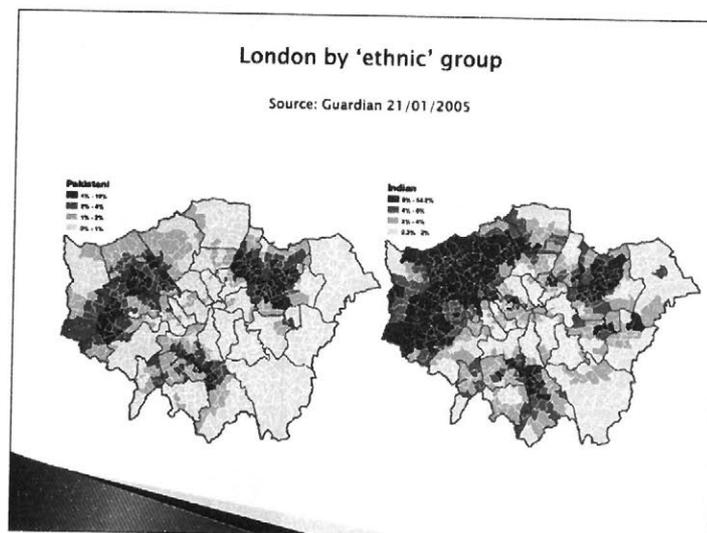
第17スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(3) 黒
人のアフリカ人と黒人のカ
リビアン]



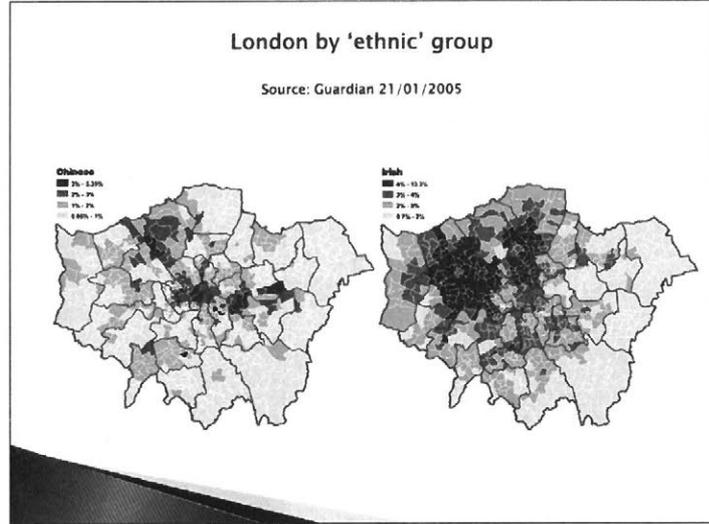
第18スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(4) パ
キスタン人とインド人]



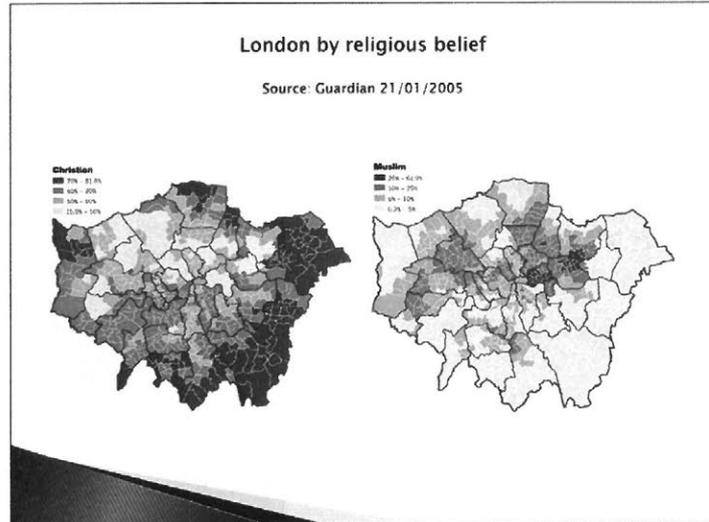
第19スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(5) 中
国人とアイルランド人]



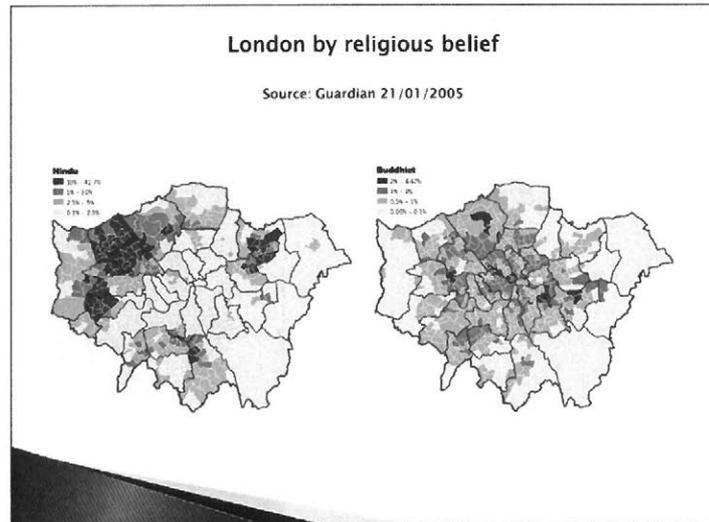
第20スライド：

ロンドンの宗教信条の分
布 [(1) キリスト教徒と
イスラム教徒]



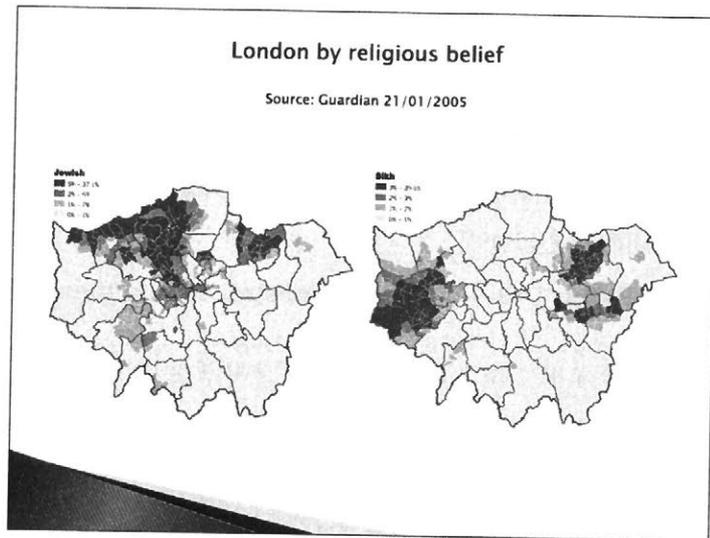
第21スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(2) ヒ
ンドゥー教徒と仏教徒]



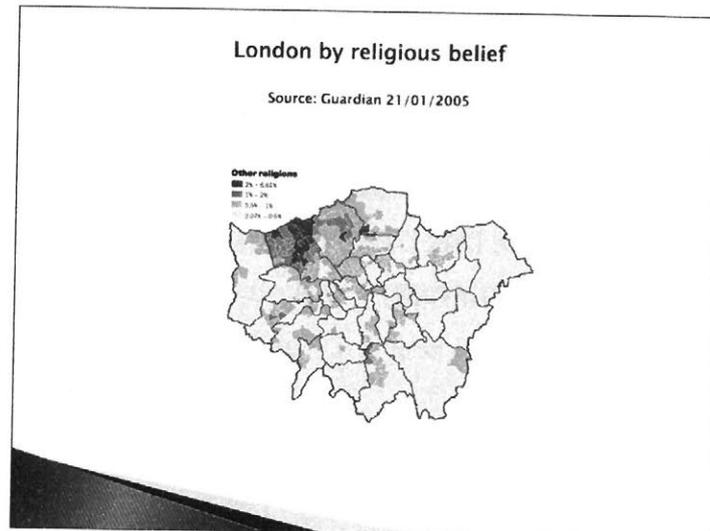
第22スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(3) ユ
ダヤ教徒とシーク教徒]



第23スライド：

ロンドンの「エスニック」
グループの分布 [(4) 他
の宗教]



第24スライド：エスニック・マイノリティの定住パターン

- 「エスニック」マイノリティの地域的分布がなぜ、そしていかにして重要なのか？
- 全エスニック・マイノリティの半数以上がロンドン在住で、かつ地域的集住の割合が極めて高い—それはいかなる影響を及ぼすのか？

：われわれはローカルなゲッターを有しているか？

Peach 2009 —有していない！

Phillips —有している！—「ロンドンスタン」(‘Londonistan’) —北のいくつかの都市には明らかに「少数民族集団」(‘enclaves’) 存在

- 「[他のコミュニティとは] すれ違いの暮らし」(‘parallel lives’) を送っているコミュニティ？ Cattle Report 2001 参照

- 人種と宗教の違いに応じて隔たった地域への「夢遊」(‘sleep walking’) 状況か？
Trevor Phillips (2005)
- 「脱出」(‘White flight’) の影響か？
- かつてのあるいは最近のさまざまな分散政策の影響か？
- 差別のゆえにか？
- 「合意の上での再構築」(‘Reconstruction on their own terms’) ？ Ballard (1994)

第25スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

- 英国は常に移民を受け入れてきた

歴史の早い段階での移民と定住者

- ：相当以前の段階でのケルト，ローマ人，アングロサクソン人，そしてノルマン人
- ：数世紀後には「ジプシー」，輸入されたアフリカ奴隷，ユグノーの難民
- ：そして後にはアイルランド人，ユダヤ人，東ヨーロッパからの移住者

注：

- ユダヤ人は1066年から1290年まで，そして1290年から1650年までの間はイギリスに入国することは禁じられていた（その後も明らかに，1881年と1914年の間，および1933年と1939年の間）。東ヨーロッパからのユダヤ人は，イースト・エンド (East End)，リーズ，シェフィールド，マンチェスター，そしてその他の大都市に集住していた。
- 1400年からのジプシー (Gypsies)，旅人 (travellers) ？ インドからのロマ人 (Romani) ？
- 16，17世紀のフランスのユグノー (Huguenot) (特に，1685年のナントの勅令の廃止の後) は当初からロンドンのイースト・エンドに定住し，特に絹産業の企業家として成功した。
- 最も初期の記録以来からのアイルランドの移民——主に都市への移民で1955年以前には24万3千人いた——彼らは現在も含めて「移民」の最大の集団を形成している
- 初期のころのヨーロッパから移住した労働者たち

全体に関する詳細は特に Krausz (1971) および Kiernan (1978) 参照

第26スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

帝国を通じて

- 奴隷は圧倒的にアフリカ人 [巨額の利益：イギリスにはいくつかの富裕な「奴隷港」

（‘Slave Port’）が存在——たとえばブリストルやリバプール]

：非・白人に対して扱いを異にするようになったか？

：コミュニティが有する歴史的な手荷物（historic baggage）の意味は何か？

：ステレオタイプ化することの意味は——Fryer 1988 参照

：白人のバイアスと「ピグメントクラシー」（‘pigmentcracy’）—James 1986

：植民地とのつながりが英国に移民を導いた——移民は本当に自らの意思でやってきたのか？

：擬似的な強制労働継続——土地に縛られた「徒弟奉公」（‘apprenticeship’）を含む

- 東インド会社もまた何千人もの南アジアの労働者を連れてきた
- 18世紀以来、インドから帰国した英国の家族は家庭内で使役するアヤズ（*ayahs*）と呼ばれた召使を連れてくるのが慣行となった。
- 少数の中国人を含むが主として南アジアの人々とアラブ人（ラスカルス（*lascars*）として知られていた）の初期のころの水夫たちが海岸にやってきて永住した。そして、ロンドンやリバプール、ブリストル、およびカーディフなどの港町に定住した。

：詳細については、特に Herbert 2006, Visram 1986, 2002, Desail 1967, Fryer 1984 などを参照

- そして、後にはより広範に南アジアからの移民を導いた——Ballard 2002

第27スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

19世紀と20世紀初頭

- 理論的には国王の臣民は移転の自由を有していると考えられていたが、このことは必ずしも尊重されなかった：1823年、1855年、および1894年さらには1906年においても、商船法（*Merchant Shipping Act*）が存在した。
- 1894年の商船法は英国での居住を望むラスカルの規制に向けられていた
：アジアからの移民に対する法的措置の最初の事例
- また、1905年の外国人法（*Aliens Act*）は、一定の港から入国すること、健康チェック（「下層民」への健康チェック（the ‘unwashed’））、そして「好ましがらざる外国人」（‘undesirable aliens’）を排除するために利用する「公的基金」（‘public fund’）を設立すること、等々を求めている。

：詳細については、Shah 2000, Was Britain really hospitable to refugees? 参照

- 1914年と1919年の外国人規制法（*Aliens Restriction Acts*）は戦時下の英国において成

立し、その規定は「敵」国人[特にドイツ人]を規制することを目的としていたが、ラスカルや中国人の船員などについても、彼らを除外する試みがなされたもののその規定の適用対象となった。

- 19世紀を通じてヨーロッパ中から人々の流入が続いていた
 - ：イングランドとウェールズに関しては1871年の人口調査はでつぎのように記録されている：89,829人の全ヨーロッパ出身者のうちで32,823人のドイツ人，5,063人のイタリア人
 - ：1911年の人口調査では53,324人の外国生まれのドイツ人が記録され，またイタリア人の人口は20,389に増加した

第28スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

- 19世紀の終わりまでには、大部分の町や都市はポーランド系かロシア系のユダヤ人，中国人，イタリア人，およびドイツ人の小さな，強いきずなで結ばれたコミュニティを有していた。
- ロンドンのイースト・エンドと他の都市（特にリバプール，カーディフ，およびグラスゴー）の船のドックのある地域のみにおいて，アメリカでよく見られるさまざまな国籍を持つ人種のるつぼのようなところがあった。
- スペンサー（1997年）は，イギリスは1950年代では唯一の「多民族」（‘multi-racial’）状況になったと論じている。

第2次大戦後の移民と定住者：ヨーロッパ人の場合

- ：労働許可制によって，すべてが居住し続けるのではないが，ドイツ人，イタリア人，ウクライナ人，オーストリア人，ポーランド人が補充された。
- ：第2次大戦中にやってきて英国に居住したポーランド人は，今日のポーランド・コミュニティの中核をなしている。1951年には162,339人のポーランド生まれの人々が英国に居住していた。
 - ：注：1947年のポーランド人再移民法（*Polish Resettlement Act 1947*）は彼らが再移民するための特別法である
 - ：このような状況下ではユニークな法律——そのような法律は二度と存在しない
 - ：さらに手を差し伸べた：1956年にはハンガリー人，1968年にはチェコ人に対して
- その後，1973年1月1日からは EC 加盟国民は移動の自由を獲得
 - ：後に；ギリシャ（1981年），スペインとポルトガル（1986年），チェコ共和国，エ

ストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、マルタ、およびキプロス（2004年）、そしてルーマニアとブルガリア（2007年）が EC/EU に加盟している

- 注：何億もの潜在的な移民は英国に移民してこなかった！

：しかし、100万人のポーランド人が第5次 EU 拡大の後に英国にやってきた
詳細については、Special Issue on ‘The New Face of East-West Migration in Europe’ in *Journal of Ethnic and Migration Studies* 34.5 (July 2008) 参照。

第29スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

第2次世界大戦後の移民と定住者：新たな英連邦の場合

- 英国に移民を呼び込んだ要因はさまざまであるが、そのなかでも重要な要因は、特に著しい労働力の不足
- 西インド諸島人 (West Indians)：1948年のエンパイア・ウインドラッシュ (Empire Windrush)
：ロンドン・トランスポート (London Transport) はカリビアンの中から NHS で働く女性の移民を採用した
詳細については、Peach (1984), Fryer (1984, 1988: 118), James (1986: 258-277) 参照。移民者の期待や経験については、Pilkington 1996 と Phillips & Phillips 1998 を参照
- 南アジア人 (South Asians)：インド、パキスタン、後にはバングラディッシュの一定地域からの連鎖的移民 (chain migration)；パンジャブ、グジャラート、ミルプア (Mirpur), シルヘト (Sylhet)
：詳細については：
 - ：インド人一般については Visram (1986, 2002) 参照
 - ：グジャラート人については Desai 1963 参照
 - ：パンジャブ人については Helveg 1979, 1986 参照
 - ：サウスホールのパンジャブ人については Aurora 1967 参照
 - ：中流階級のインド人については Modood 1992 参照
 - ：インドの学生については Lahiri 2000 参照
 - ：アジア人の周縁性については Robinson 1988 参照
 - ：*Desh pardesh* ‘home abroad’ or home away from home’ については Ballard 1994,

および 2007 参照

: バングラディッシュ人一般については Gardner and Shukur 1994, Gardner 1995
参照

: スピタルフィールズのバングラディッシュ人については Kershen 2005 参照

: *Desh bidesh* については Gardner 1993 参照

: Mirpuris については Khan 1977, Ballard 1983 および 2004 参照

第30スライド: エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

第2次世界大戦後の移民: 世界の他の地域から

• 東アフリカのアジア人

: 1960年代に導入されたアフリカ化政策 (Africanisation policies), 特にケニアに
おいて

: 1972年のウガンダ系アジア人の排除

詳細については Steel 1969, Patterson 1969 and Sachdeva 1993 参照

• アフリカ人

: 主として英連邦との結びつきによる ただし, 英国への大規模な移民はなかった
のか?

: しかしながら, エリート-学生の人口はある程度存在する

学生と彼らのアイデンティティについては Rich 1987 参照

: アフリカ人難民が1970年代から流入: エリトリア人 (Eritreans), ソマリア人,
および他の地域から

: [今日, 最も目立つ移民集団のひとつ: ジンバブエ人: 「BBC にて働いている」]

• 東南アジア人

: ベトナム戦争の影響: 「ボート・ピープル」 ('Boat people')

: 中国とインドのマイノリティ: 家政婦, 看護婦, 掃除婦などとして働くフィリピン
人

• 東アジア

: 中国のレストラン経営者, その多くは香港から

: 日本からのビジネス移住

: [1997年以後の香港からの移民 大量の学生移動と現在進行中の労働者移住]

• 他のさまざまな移民コミュニティ

ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介—ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携での超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み

：しかしながら彼らの輪郭ははっきりしていないのか？ 研究がなされていないだけなのか？

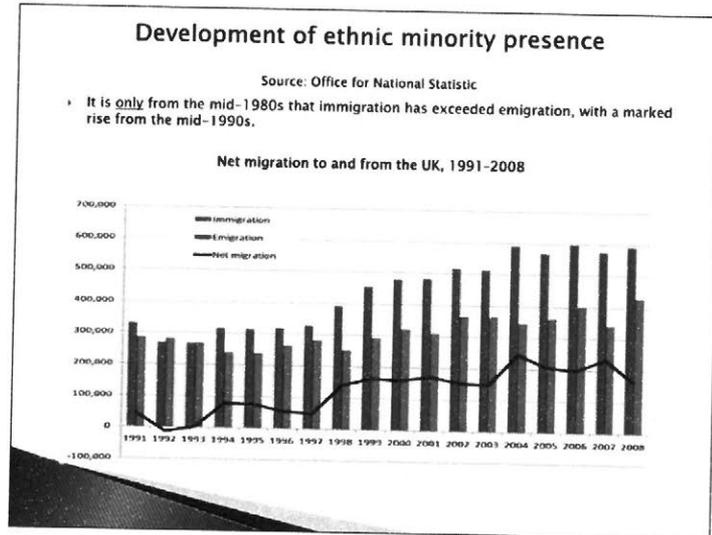
：中東の人々：レバノン人，イラン人，パレスチナ人，イエメン人，イラク人，クルド人……

詳細については Nagel 2001 参照

第31スライド：

エスニック・マイノリティ
のプレゼンスの展開

- 移民が移住を超えたのは
1980年代半ばからで特に
1990年代半ば以降著しい



第32スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開

- 「目に見える」(‘visible’) マイノリティの大規模な移民——「受け入れの白人」(‘host White’) コミュニティのあいだで不安増大
- 差別が拡大——1965年以前には反差別法が存在しなかったゆえに、「選択の自由」,
「契約の自由」の原理に依拠したコモンローで対処
- 民族差別による虐待や暴力の増大
 - ：あなたが移住者であるとする、学校であれ職場であれ街中であれ——いかに温和な口調であっても——あなたが提起するあらゆる議論はつぎの問いによって終了しがちである。すなわち、「なぜあなたは自らの出身地に戻らないのか」。
 - Phillips & Phillips (1998)
- 緊張を煽り立てるのは極右の政治家やメディアで、移住者を「トラブルメーカー」(‘the problem’) として描いている：仕事を横取りし、希少資源に負荷を課し、社会秩序に脅威を与え、国民的アイデンティティを侵食する
 - ：1968年4月20日に悪名高い「血の川」(‘rivers of blood’) 演説をおこなったエノック・パウエル (Enoch Powell) (保守党) は、移民を直ちに中止して移民者

は送還されるべきことを主張した。「私が将来を見据えた時に」と彼はつぎのように警告した。「予兆に満たされた。われわれはローマ人のように、大量の血が泡立ちつつテベレ川 (Tiber) を流れているのを見るだろう。」

- 1958年のノッティンガムやノッティング (Notting) の岡の暴動という最も悪名高い事例を伴いつつ、予測し得るが避けることのできない暴動へと高まっていく

第33スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」(‘Verstaatlichung’) (さらなる国家の介入)

- もはや国家はそのような社会的対立や国際社会の圧力を無視することはできなかった：制限 (limitation) と統合 (integration) (この順である) という2本柱に依拠した新たな2方向のアプローチが出現

- 移民の制限

- ：以前は少なくとも理論上は、英連邦 (Commonwealth) の市民は1948年の英国国籍法 (*British Nationality Act*) ——英連邦 (インドのような新たに独立した連邦の国をも含めて) 市民が英国に定住する権利を明言して、そのようなアプローチが提示し得る保障の限度を示しつつ——によって、英国への入国の権利が保障されていた

- ：一連の議会制定法が移民を制限するために成立 それらの一連の立法の中核は強力な統制手続きで、その手続きは英国生まれか/英国パスポート保持者の権利と、出入国管理を受けることになった以前の英国の植民地——典型的にはインド、パキスタン、およびカリビアン——の人々の権利のあいだの新たな法律上の区別を含んでいた。

- ： *Commonwealth Immigrants Act, 1962*

- ： *Commonwealth Immigrants Act, 1968*

- ： *Immigration Act, 1971*

- ： *British Nationality Act, 1981*

- ： *Immigration Act, 1988*

詳細は Steel 1969, Sachdeva 1993, Jackson 1996, Spencer 1997 参照

- これらの法律は「移民ゼロを目標」(‘goal of zero net immigration’) としていた。

第34スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

移民の統合

- 移民立法と抱き合わせの形で諸民族間の平和な関係確保を目的とした移民「統合」を助けるための一連の議会立法が成立

： *Race Relations Act*, 1965

： *Race Relations Act*, 1968

： *Race Relations Act*, 1976——CRE は3つの主要な義務を有していた。すなわち；
民族的差別の除去
機会平等の促進
さまざまな民族集団間での良き民族関係の推進

詳細については Lustgarten 1980, Gregory 1987, Jones & Welhengama 2000 参照

- 注：最近の民族関連法：

： *Race Relations (Amendment) Act*, 2000

： *Race Relations Act 1976 (Amendment) Regulations*, 2003

(民族, エスニシティ, および国民的出自に関する EU 指令を補足するために導入された [Council Directive 2000/43/EC] 「民族指令」 ('Race Directive') としても知られている)

： *Employment Equality (Religion or Belief) Regulations*, 2003 (宗教, 信条, 性的指向に関する EU 指令を補うために導入された [Council Directive 2000/78/EC] 「雇用指令」 ('Employment Directive') としても知られている)

： *Human Rights Act*, 2000 (2000年10月2日施行)

： *Equality Act*, 2006 (1976年の最も包括的な変更 EU 指令の変更か？ 制定法に基づく単一の機関を設立：「平等と人権に関する委員会」 (Equality and Human Rights Commission) を設けて, 宗教と信条に基づく差別と認定する範囲を拡大)

： *Equality Act*, 2010 (4月に国王裁可を得て2010年10月1日施行)

第35スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

80年代, 90年代, 2000年代：移民

- さまざまな移民の波が1980年代以降英国に押し寄せているが, それらには主に5つの態様がある (政府の政策転換の影響に注意) すなわち；

- : 亡命
- : 家族との再会と新たな家族形成
- : 留学
- : 労働許可あるいは労働を認める他の形式, そして
- : EU 市民権

法的措置：難民

グローバルゼーション, かなりの人口増加, そして世界のさまざまな地域での迫害と紛争などによって1950年代から難民数が大きく増大し, 2002年のピーク時には85,5000人を超える人々が難民申請 難民許可とりわけ条約難民 (Convention refugee) への懸念から, 難民認定を求める人々の権利と資格を制限する法律の制定と政策の実施

- : *Carriers' Liability Act*, 1987 (正式書類を有しない旅客を英国に移送した航空機とフェリーのオペレータに罰金を科すことを導入)
- : *Asylum and Immigration Appeals Act*, 1993 (難民認定を求める人々に対する制限的な態様を一括し, 「迅速な」難民認定手続きを新たに設けて申請が決定されるまで申請者を拘留することを認め, また給付金資格の付与削減)
- : *Asylum and Immigration Act*, 1996 (福祉受給資格制限の厳格化, 安全な国の「ホワイト・リスト」(‘white list’) の導入, 労働資格を有しない人々を雇い入れた雇用主への制裁などを含む, 難民申請を抑制するためのさらなる規制を導入)
- : *Immigration and Asylum Act*, 1999 (難民への単一の申請権 (single right of appeal) と最近において申請理由が生じたことに焦点を当てた申請制度見直し導入 難民申請を求める人々の支援のための NASS の導入, 英国内での難民認定を望む人々の分散, 生存のためのクーポンなども導入)

第36スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

法的措置：難民（続き）

- *Nationality, Immigration and Asylum Act*, 2002 (さらなる申請理由の改正, とりわけ人権上の理由で申請する人々の場合の対応 労働あるいは職業訓練を受けることができない難民認定を望む人々がクーポンを現金化すること, 母国への帰国を望む人々のための「支援型任意帰国」(Voluntary Assisted Returns) 導入 犯罪者は条約による保護から除外 さらに, 帰化申請する場合には市民になるためのセレモニー (citizenship ceremonies) と英国での生活に必要な知識を有していることを示すこと

を要求)

- *Asylum and Immigration (Treatment of Claimants, etc.) Act, 2004* (二元的な申請制度を廃止して、「難民認定審判」制度 (Asylum and Immigration Tribunal) を導入 正式書類を所持せず, また「正当な理由なしに」(‘without reasonable excuse’) 英国に入国することは犯罪 「正当な理由なく」移動を手助けし, 失敗に終わったとしても犯罪)
- *Immigration, Asylum and Nationality Act, 2006* (労働もしくは勉学のために英国に入国することを拒否された者のための難民申請の制限 違法就労がそのターゲットで, 民事および刑事罰が科される 民事罰の仕組みを導入し, 違法な雇用者ひとりにつき2000ポンドの罰金を直ちに科す制度を導入 違法就労者であることを「知ったうえで」雇用した者は2年以下の懲役もしくは無制限の罰金 内務大臣が「公共の福祉に資する」と判断した場合には, 2重国籍者から英国国籍をはく奪する権限を内務大臣に付与 難民認定を求めるテロリストもしくは重罪犯罪者は除く)

第37スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

法的措置：難民（続き）

- *Borders, Citizenship and Immigration Act, 2009* [Royal Assent: 20/07/2009].
 - 注；この法律の目的
 - 「本法は……関税と移民に対する権限の双方によって出入国管理を強化し, またニューカマーの英国滞在の権利獲得を促進する」こと。
 - ：この法律は従来 HMRC によって行使されてきた歳入と関税に関する機能を移民管理官が果たすこと, および関税官と移民管理官が情報を共有することを可能とするための新たな権限を創設
 - ：帰化に関するルールの修正：英国に居住する者は帰化を認められる前に8年間の居住者としての地位を有していなければならない, また婚姻を理由に帰化を求める者は5年間居住者としての地位を有していなければならない これらの期間は申請者が「行動条件」(‘activity condition’) を満たす場合には6年と3年に引き下げることが可能 新たな帰化規定はいまだ施行されていないが, 制定された市民権規定は2011年7月までは実施されないと政府は発表
 - ：「仮市民権許可」(“probationary citizenship leave”) と名づけられた新しい居住の一時的許可類型創設 これは市民権獲得への新たな筋道を生み出し, 種々のサー

ビザや福祉を受けることを拒否された移民のための猶予的期間を新設

第38スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

法的措置：家族形成と再会

：1997年に廃止された *Immigration Rules* (HC 394) において、1980年に明示的に導入された主要目的ルール (*Primary Purpose Rule*)

：居住資格期間：公的ファンドに頼らない1年間のルール、そして2年、現在は3年、さらに将来は5年まで延長か？

：国際私法の下でのさまざまな問題：婚姻と離婚の承認

特に、Story of H. (詳細は Menski, (2007) 'Dodgy Asians or dodgy law? The story of H', *Immigration, Asylum and Nationality Law* 21.4 (October), pp. 284-94) 参照)

：言語と市民権のテスト

2005年11月1日に施行された新たなルールは、英国市民としての「帰化」および定住（無期限の滞在許可）を2007年4月2日に申請（HC398, 言語と生活の知識 (Knowledge of language and life [KOL])) する者は、自らが「英国での生活」テスト ('life in the UK' test) にパスしていることを証明しなければならないと規定

• 注：婚姻に関してより問題となる最近の規制

： *Asylum and Immigration (Treatment of Claimants, etc.) Act*, 2004

「偽装結婚」 ('sham marriage') の取り締まりの下、EEA 国以外の外国籍を有する者には英国で婚姻届を提出する前に内務省の許可証を要求 [高等法院で違法とされ、その後 CA, そして HL による：R (on the application of Baiai and others) v. SSHH [2008] UKHL 53]

• 「強制結婚」 ('forced marriage') の取り締まりの下、2008年11月27日から婚姻ビザを申請できる者の年齢が18歳から21歳に引き上げられた。(Statement of Changes in *Immigration Rules*, HC 1113 of 2007-08, Para. 85)

[詳細については Marriage visas: the way forward, published by the UK Border Agency, July 2008 参照]

[高等法院は控訴を棄却した：Diego Andres Aguilar Quila and Amber Aguilar v Secretary of State for the Home Department EWHC 3189 (Admin)]

第39スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの展開：「国家化」

法的措置：労働許可，学生，および EU 市民

- 2008年に英国は，労働，勉強，および職業訓練のために入国を希望する非 EU 市民のために点数制度 (points based system) を実施
 - ：従来から存在した約80の申請方法に替えて2008年2月以来徐々に導入
 - ：それは，教育歴，年齢，自ら習得しているものや経験といった基準に基づいて申請者に得点を与えることで機能 候補者は資格を得るために必要な得点を「獲得」しなければならない このシステムでは5段階存在する すなわち；
 - 第1段階——高度な技能を有する労働者か投資家，もしくは企業家 [申請者の技能と特性に依拠したポスト提供の申し出を受けたとしても，それを受け入れる必要はない]
 - 第2段階——労働力が不足していると移民助言委員会 (Migration Advisory Committee) が認定する分野——企業内の移動を含む——において，一定ポスト提供の申し出を受けた技能労働者
 - 第3段階——未熟練労働者 現在のところ中止
 - 第4段階——学生 [出席をチェックするなど，カレッジや大学に対して学生が果たすべき責務を履行するための「保証人」として行動することを要求]
 - 第5段階——若者移住計画 (Youth Mobility Scheme) の下で英国に入国する一時的な労働者もしくは人々
- PBS は第1と第2段階の人々に対してのみ永住を認める道筋創設
- 雇用主からのシフト——国家によるさらなる統制を促進しつつ，徐々に政府がそれらの制度を主導する方向へと向かっている
- 注：PBS は EU 市民による移民を制約しない：A 8の国籍を有する者はいかなる制約を受けることもなく労働する権利を有しているが，ルーマニアとブルガリアの国民は一定の制約を受けている

第40スライド：考察すべき問題

- 以上の事実や数字，概念をどのように理解するか？
- われわれは多くを知っているように見えるが，実はほとんど理解していないのはなぜなのか？
- 移民と超多元性はどのような重要な意味をはらんでいるのか？

- いかなる課題やリスク、機会、そして争いが存在しているのか？
- 移住者もしくは彼らの子孫で英国生まれの者はいかなることを期待しているのか？
- 英国、ロンドン、そしてタワー・ハムレッツの空に、平和裏のうちにわれわれのカイトを飛ばすことができるのか？

(2) 「コミュニティの諸関係の構築：コミュニティにおける「他者」の理解」(Building community relations: Understanding the 'others' in the community)

スライド 1：

課題 1 (Task 1)

The slide titled "Task 1" features a black and white photograph of a family in a living room. A man is seated on a sofa, looking towards a television screen. A woman stands behind him, and a young girl is visible in the foreground. The room contains a fireplace, a table, and a window with curtains. Below the photograph is a list of 11 statements for observation, with a "Yes" or "no" column for each.

Task 1

Observe the photo and provide position on the affirmations statements

Yes no

1. The father plays chess with his son
2. It was close to 8:07 (or 20:07) when the photo was taken
3. There were six persons in the room when the photo was taken
4. One member of the family regularly reads *Le Monde*
5. The man is a pipe smoker
6. The father looks at the game, but not at his daughter
7. The little girl wears a pyjama
8. The photo shows a family evening
9. The father and his son have good relations
10. The man is an educated person
11. This is an immigrant family

スライド 2：課題 2 (Task 2)

- タワー・ハムレッツ区議会は、自らが居住するコミュニティにかかわる喫緊の社会問題に取り組もうとしているコミュニティ・リーダーと共働してそれらの問題に取り組むつもりであることを公表
 - そのために総額25万ポンドの予算執行が可能
 - このプロジェクトへの参加意思表示の期限は2012年1月11日、午後9時
 - 判断の基準としては SMART 基準を満たしていることが望ましい
- 着目すべきポイントとしては以下のものがある；
- 1 取り組もうとしている諸問題の明示
 - 2 自己の目的を概観する際に以下の5つの事柄=SMART を明確にしなければならない

Specific (プログラム受講後の将来の見通しを明確にすること 明確たれ！)

Measurable (いつそれが達成できたかを知り得るか? いかにして?)

Achievable (与えられた資源と時間内においてそれを達成することができるか?)

Relevant (それはすべての利害関係者と真の問題とかかわりがあるのか?)

Time-bound (いつまでにそれを達成しようとしているのか?)

- 3 あなたとあなたが選んだ問題がなぜタワーハムレッツ区議会によって選ばれるべき問題であるのかを明確にのべなければならない
- 4 区議会はコミュニティの諸問題, ニーズ, リスク, そして機会などを調査し, 分析する報告書作成を求めているということに留意しなければならない
 - I どのようにして, いつ, あなたは活動を開始するのか? どのような情報源を探るのか? あなたが取り組む問題を裏づけるためにどのような種類の証拠を求めるのか?
 - II 調査あるいはインタビューをするのか?
 - III もしする場合にはどのようにしてインタビューすべき人物を選定するのか?
- 5 かりに区議会があなたの提示した問題を拒否もしくは無視した場合にあなたはどのように対応するか?

(3) 「ロンドンとタワーハムレッツにおける多様性の意味: 法多元主義の機能」(The Implications of diversity in London and Tower Hamlets: The operation of Legal Pluralism)

第1スライド: 変容するコミュニティ: より良い理解にむけて

- 前回の講義まででわれわれは, 英国とりわけロンドンとタワーハムレッツのコミュニティは, 特に移民の影響で過去60年間に大きく変容したという事実を明らかにしてきた
- 英国は歴史上常に移民を受け入れてきているが, 1980年代半ばからあらわれてきた純移民 (net migration) の増大とともに, 英国は移民に関しては「消極的な」国となり, また特に過去10年間は純移民が著しく増大
- 移民は想定外のレベルでの多様性を英国にもたらしている—Vertovec (2006) はそれを「超多様性」(‘superdiversity’) として描いている
- 英国にはさまざまなコミュニティが存在するが, 特にロンドンとタワーハムレッツ

においてはそうである。それらのコミュニティを民族、エスニック、宗教、国民（など）を基準として区別することができるが、これらのコミュニティは他のさまざまな基準を用いるならばさらなる細分化が可能：すなわち、血族のネットワークやカースト、階級制度、ムスリムの法学派＝フィクフ、等々

第2スライド：変容するコミュニティ：より良い理解にむけて

- 英国あるいは少なくとも英国のある地域、とくにロンドンとタワーハムレッツは多文化、多宗教、多民族、そして多エスニックである
- 英国、ロンドンあるいはタワーハムレッツのそれぞれのコミュニティは、独自の文化に根差した歴史、独自の経験、あるいは独自の世界観を有しており、われわれはそれらを尊重しなければならない
- 時にはマジョリティになったり、あるいは時にはマイノリティの一部になったりするが、いずれにしろわれわれはすべて「エスニック」である
- そのようなコミュニティのリーダーとして、みなさんは先入観を排除し、自らが文化的、認識上のバイアスを有していることを自覚し、そして特定のコミュニティにかかわる問題を彼らの目線で検討する能力を磨かなければならない
- 良き実践——あるいは「最良の実践」というべき——は、強固な理論的裏づけとコミュニティ全体にわたる仲間作りが必要であり、よき理論は実践においてその価値を発揮。つまり両者は不可分
- 本日の講義では極めて多様なレベルで生じている重大で射程の大きな移民の持つ意味をより注意深く検討：みなさんは新たな課題や機会、リスク、および争いなどにコミュニティ・リーダーとして取り組まなければならない

第3スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの意味：超多様性

- Vertovec (2006) の超多様性に関する分析を再度注意深く検討してみよう
：「多文化的な多様性」(multicultural diversity) を超えて「超多様性」は現在の状況が有する現実や複雑さを把握するために他のさまざまな要因の相互作用を考察すなわち；
 1. 言語
 2. 宗教
 3. 移住のチャンネルと移民の地位
 4. ジェンダー

5. 年齢
6. 地域
7. 越境主義

ここで何か欠けているか？

第4スライド：エスニック・マイノリティのプレゼンスの意味：「文化の手荷物」
(‘cultural baggage’)

- Pearl (1972: 120) はつぎのように書いている パキスタン人やインド人がこの国に移住してくる場合に彼らは家族的慣習 (family customs) を捨ててはいない というのはこれらの慣習は彼らの生活様式のなかに深く埋め込まれているからである
 - Ellis (1978: 7) はつぎのように書いている アフリカ人はどこに行くにしても、あたかも彼らの骨の髄にしみ込んでいるように、「彼らの生活のよすがとして村を伴ってきて」いる
 - Menski は1980年代後半以降、イギリス到着の際に空港や港でまたヨーロッパの他の地域においても、移民は彼らの文化の手荷物 (cultural luggage/baggage) を捨てることはないということを強調
- cf :
- ：ヨーロッパ人の植民者は彼らがどこに行ったとしても自己の文化の手荷物を持参
 - ：また19世紀に、ヨーロッパからアメリカへの移民は彼らがアメリカに持参した文化の手荷物をボートに残していくことはなかった
- Menski はつぎの点を強調している 文化の手荷物が移民によってどのように用いられ続け (さまざまな目的やさまざまな方法によって) またいかにしてつぎの世代に引き渡されているのかということを含めて、移民がいかなる文化の手荷物を携えてきているのかをわれわれはほとんど知らない

- 1 しかしはたしてその「手荷物」のなかみは何なのか？
- 2 それを維持するためにはコミュニティが必要なのか？

第5スライド：移民と彼らの文化の手荷物：法

- 文化の手荷物は単純にあるいは単に慣習や価値観、あるいは文化的慣行を含んでいるだけではなく、多様性を認識する個人 (plurality-conscious individual) にとってそ

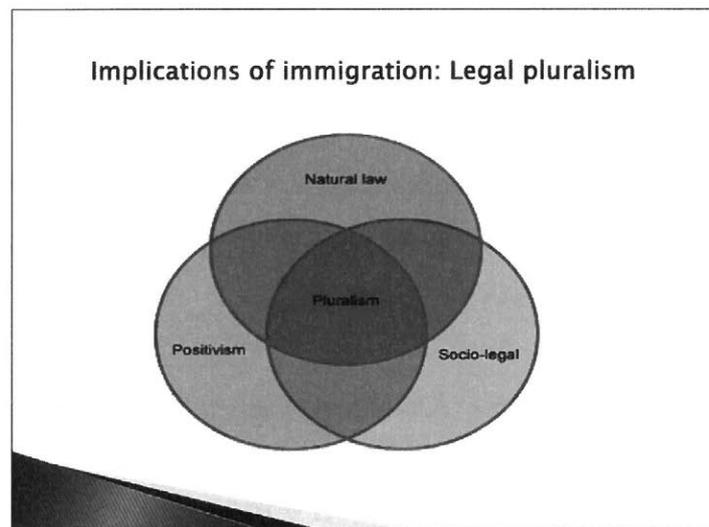
れらは「生ける法」(‘living law’) (Ehrlich 1936) および「属人法」(‘personal law’) をも含んでいる

• 法とは何か？

- ：国家によって定立されたルールの体系（国会と裁判官）
- ：神によって定立されたか自然のなかに見いだされるルールの体系
- ：当該社会の集団や部族，コミュニティによって定立されたルールの体系
- ：EU や他の国際機関によって定立されたルールの体系
- ：上記のすべて？
- ：あるいは，上記以外のものか？

第6スライド：

移民が含意するもの：
法多元主義



第7スライド：POP 構造を有する法多元主義

• 注：「法多元主義」(‘Legal pluralism’) 自身が POP = 「超多元的」：それはすべての人々にとって同じことを意味してはおらず，それぞれの法多元主義者にはさまざまな違いがある

- ：一般的には，Sack (1986)，Moore (1986)，Dupret (2007) 参照
- 法多元主義には以下のように多様なものがある；
- ：ラディカルな多元主義 (Radical pluralism) (Vanderlinden 1989, 1993)
- ：システム論の多元主義 (Systems theory pluralism) (Teubner 1992, 1993, 1997)
- ：慣習的多元主義 (Habitual pluralism) (Bourdieu 1972, 1980)
- ：ポストモダンの多元主義 (Postmodern pluralism) (Santos 1989, 1995, 2001)
- ：解釈学的多元主義 (Interpretive pluralism) (Geertz 1983)

：構造的多元主義 (Structural pluralism) (Chiba 1986, 1989, 1998)

- しかしながら以上のすべてが共通のコアとなる信条を有している：国家は法の生成と適用に対して独占権を有してはいない、という確信
- 現段階ではわれわれは法多元主義を「一定の限定された領域においてひとつ以上の法秩序に適合する行動が生じるような状況」と一般に定義できる。

第8スライド：西洋の学説における法多元主義の展開

- 法多元主義に関する西洋の学説の歴史：

：Gilissen (1972) *Le Pluralisme Juridique* この研究は Vanderlinden の見解に多くを負っている

：Hooker 1975 の法多元主義研究——植民地および新植民地法について考察
本書以降に「法多元主義」という用語が一般化

：Moore (1973, 1978) の独創性のある業績：‘Law as process: An anthropological approach’

キーターム：準自律的社会分野 (semi-autonomous social field)

：かつての *Journal of African Law Studies* を名称変更した1981年の *Journal of Legal Pluralism* の登場

：Griffiths (1986) 独創性に富む論文：What is legal pluralism?

「法多元主義は事実である。法中心主義 (legal centralism) は神話、理念、要求、幻影である。」(1986: 4)

「強い」(‘strong’)と「弱い」(‘weak’) 法多元主義 Menski 2010 第6論文と図表参照

：Merry 1988 しばしば引用される「法多元主義」文献

注：分類上——「古典的」(‘classical’)と「新」(‘new’) 法多元主義

- 分析を支えるために再導入された初期の社会学的、人類学的文献

：Mauss (1906) はエスキモーのあいだでは少なくともふたつの法体系が同時に機能していることを観察

：Malinowski (1926) はトロブリアンドの人々に関して類似のことを観察

：Ehrlich (1913) (1936) は「生ける法」理論

Van den Berg (1992) と McLennan (1955) も参照

第9スライド：移民が含意するもの：構造的法多元主義

- 日本の指導的な法学者の千葉正士 (Masaji Chiba) の著述は法多元主義の働きを理解するための有用なモデル (法の三層構造 (three-level structure of law)) を提供 千葉によれば事実上いたるところで法は「公式法」(‘official law’) と「非公式法」(‘unofficial law’) から構成され、その両者は千葉が「法前提」(‘legal postulates’) と呼ぶ価値と結びついている
- 1986年：‘Three-level structure of law’
 - ：公式法，非公式法と法前提
 - ：「公式法は国家の正当な機関によって強制される法体系である。」(Chiba 1986：5) 一般に法は国家によって定立され承認されている
 - ：「非公式法はいかなる正当な機関によっても公式には強制されない法システムではあるが、一定集団の人々の共通の合意によって——国家の強制の範囲内であれそれを超えている場合であれ——実際上は強制されている。」(Chiba 1986：6)
 - ：[これらは公式のルールもしくは無意識のうちに従われている行為の諸類型でもありうる——しかしながら非公式法は公式法を補充し、拮抗し、修正しあるいは掘り崩すような慣行に明らかに限定 したがって公式法の実効性は非公式法の現状(status quo) に依存]
- 法前提は「特定の公式法か非公式法——それは公式法を基礎づけ、正当化し、導いていくという役割を果たしている——と明確に結びついている価値原理もしくは価値システムである。」(Chiba 1986：6-7)
 - ：[これらは確立された法的理念 (エクイティ, 正義など) を含んでいる；神聖なる真理あるいは宗教上の教え (シャリア, ダルマなど)；社会の構成と運営にとって基本的な社会的, 文化的前提 (カーストあるいは階級システム, 部族統一, 個人主義, 国民的哲学など)；政治的なイデオロギー, しばしば (資本主義, 社会主義など) の政治的イデオロギーと結びついている；その他]

第10スライド：移民が含意するもの：構造的法多元主義

- 以上のことは、千葉が後に (1989) 「法の三層構造」モデルに依拠しつつ構築した「法の3ダイコトミー」と呼ぶ新たなモデルによってより明確となった
 - 1 公式法 対 非公式法のダイコトミー
 - 2 法的ルール 対 法前提のダイコトミー；そして

3 固有法 対 移植法のダイコトミー

- 第1のダイコトミーはさまざまなタイプの公式法と非公式法の違いと日常的な相互作用に再度言及 (Chiba 1989: 177-178)
- 第2のダイコトミーは法的ルールと法前提のあいだの区別, 相互作用, および対抗に焦点を当てている

: 法的ルールは「特定のパターンの行為を意図した特定の法的規制に対する公式の言語表現」として定義。そして特定のルールを分離することは法前提よりも容易であるが, 法前提は「古くなった法的ルールを再活性化させ, 古いルールを具体化するために新たなルールを生み出すこともできる [きわめて大きな] 潜在力」を有している (Chiba 1989: 178)

- 第3のダイコトミーは固有法と移植法の違いを示している

: 継受法 (received law) の定義において Chiba (1989: 179), 「外国の文化から人々によって移植された法」をも含めている

Shah (2005) の 'legal transplantation' 参照

第11スライド: 移民が含意するもの: 構造的法多元主義

- 地球規模で人々が移動する時代では第3のダイコトミーがとくに重要: すでに指摘したように法移植のプロセスは, 大規模な超多元的な移民のはじまりとともに英国およびヨーロッパに出現してきている。
- Menski (2006: 37) はこのプロセスを「エスニック・インプラント」('ethnic implant') と呼んでおり, それは移植の役割 [あるいは方向] の逆転, つまり植民地からの移植であり, 地球規模でのシナリオが変化した結果である
- 「生ける法」は国家によって定立された法とさまざまな状況の下で人々によって生かされ, 適用されている法との複雑なアマルガム。したがってかりに人々が日常生活でおこなっていることが公式に承認された場合それは千葉の言う公式法であり, 逆に承認されない場合には非公式法のままである
- 継受もしくは移植された法を受容するか拒絶するかは, Chiba (1980: 180) が指摘する「法秩序のアイデンティティ原理」('identity postulate of legal order') と呼ばれるものに依拠。その原理は変容する状況下で自らのアイデンティティを維持するために, どのように法的全構造を修正すべきかを選択する際に人々を導いている
- Chiba (1989: 162) が「社会—法的実体」('socio-legal entity') と呼ぶ各々の法秩序

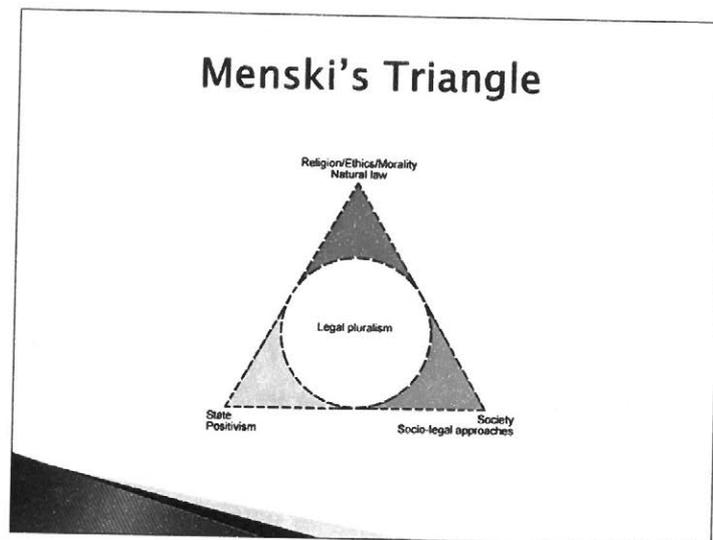
の全体は3ダイコトミーと直面 異なった法の3ダイコトミーをどのように組み合わせるのか、また機能的で共存する法多元主義の構造へとそれらをいかに一体化させるのかということに関して社会—法実体を導いていくのは、まさにこのアイデンティティ原理 Chiba (1989 : 162)

第12スライド：法多元主義：メンスキーの相互に作用する「トライアングル」(‘triangle’) と「カイト」(‘kite’)

- Menski (2000, 2006) は Chiba の法の「三層構造」を相互に作用するトライアングルへと発展させている
- Menski は本質的に多元的かつ普遍的な現象として法を理解することを千葉とともに共有 法は自らの姿をさまざまに現し、さまざまな形をとり、そしてさまざまな源を有しており、またさらにさまざまな態様で対立し相互に作用 したがって法はいずれの場においても文化に規定された社会的コンテクスト (culture-specific social context) のなかで働き、相互に共働 そのゆえに法は本質的にダイナミックで柔軟 (Menski 2006 : 184)
- トライアングルの各コーナーは異なった主要な法理論をあらわしている：自然法、法実証主義、あるいは社会—法的アプローチのいずれの3つも主要な法の作成者 このことからただちに、法は本質的に多元的な現象であり、したがってまたそれ自身で大きな緊張を引き起こすものであることを強調 (Menski 2009 : 4)
- そのゆえに、われわれは法が少なくとも同時に3つの相対立するものであるという場面を見出す すなわち、自然法；実証主義；そして、社会—法的規範である。これらは操縦される (navigated) ことが必要であり、また円で表わされているトライアングルの中央部分は、法多元主義におけるさまざまな要素の組み合わせによって占められている
- 最近ではトライアングルは「相互に作用するカイト」(interactive Kite) に変容 (2009) つまり、国際法をあらわす第4のコーナーが追加 法の立場をあらわすならば：法は同時に自然法であり実証主義的であり、社会—法的規範でありそしてさらに国際法である (それは主として新たな種類の世俗的な自然法である)。 (Menski 2009 : 5)
- 注：現実にはメンスキーが「超多元的」(‘plurality of pluralities’) (POP) と描く状況を生み出しつつ、各コーナーそれぞれ自身が多元的

第13スライド：

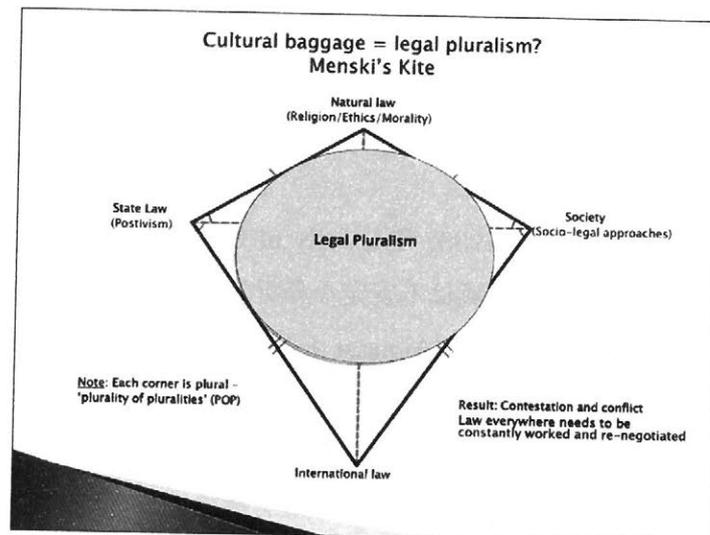
メンスキーのトライアングル



第14スライド：

文化の手荷物＝法多元主義？

メンスキーのキイト



第15スライド：法多元主義に関する近年の文献

- 近年の法多元主義に関する推奨文献

Shachar, (2001) *Multicultural jurisdictions: Cultural differences and women's rights*
: Concept of 'Transformative accommodation'.

de Sousa Santos, B. (1995) 'Towards a multicultural conception of human rights'.

: 普遍性の観念は「誤り」であると論じる

: 人権の本質的な多様性と西洋の近代主義の危機

Panikkar (1981) も参照

de Souza Santos, B. (1995) *Toward a new common sense: Law, science and politics in the paradigmatic transition*. See also 2002 updated version.

：「相互的合法性」(‘inter-legality’)の観念

Petersen & Zahle (1995)

：「多中心主義」(‘polycentricity’)の概念

Melissaris, (2004): ‘The more the merrier? A new take on legal pluralism’.

：「メタ理論」(‘meta-theory’)としての法多元主義

Dupret (2007): Legal Pluralism, Plurality of Laws, and Legal Practices: Theories, Critiques, and Praxiological Re-specification

• SOAS/CEMS からの新たな文献

Shah, (2005) Legal pluralism in conflict: Coping with cultural diversity in law.

Menski, (2006c) ‘Rethinking legal theory in light of South-North migration’.

Menski (2010) *Ethnic Minority Legal Studies: Managing Cultural Diversity and Legal Pluralism*

第16スライド：法多元主義批判の文献

• 法多元主義批判

Tamanaha, (1993) ‘The folly of the ‘social scientific’ concept of legal pluralism’.

：法多元主義は不安定な分析的基盤に立脚

Roberts, (1998) ‘Against legal pluralism: Some reflections on the contemporary enlargement of the legal domain.

：国家法を超えて法の概念を確定することの問題性

：多様なフィールド／領域／議論／システムによって社会的空間を概念化することの問題性

：比較の手法によるアプローチにおいて——「文化」比較とは異なる分析的枠組みを確立することの問題性

Kramer, Matthew (2002) *In defence of legal positivism: Law without trimmings.*

：法実証主義と法と道徳の分離の主張の強力さ

• 多元主義を認めることは混乱を受け入れることなのか？

：多元主義を認めることは調和と平和を推し進めるのか、それとも競争と社会的な緊張を増大させるのか？

：批判的「アンビバレンス問題」(critical ‘ambivalence issue’), すなわち区別することはつぎの両者を認めることであるという議論：すなわち,

—肯定的に相違を認めること

—差別すること

：したがって：「人種偏見のない」(‘colour-blind’)そして「文化を問題としない」(‘culture-blind’)アプローチが優れているのか？

—われわれは同じように扱われうるのか？

—この文脈において人権に関する議論はいかなる意味を持つのか？

—「良き」実定法を定立することのみに集中すべきなのか？ (Rohe 2009)

第17スライド：実践の場での法多元主義

• 実践の場で法多元主義を「おこなうこと」

1. ‘Zanjeer zanzi case’: *R v Z* (2009) 2 Cr App R (S.) 32

2. *R (Begun) v Governors of Denbigh High School* (2006) UKHL 15

：いかなる法がそれぞれのケースに適用されたのか？ (注：あなたの目から見て「法」とは何か？)

：あなたならばどのような判決をなすか？

：それはなぜか？

：われわれはカイトのいずれかのコーナーを排除できるか？

：もしできないとするならば、われわれは常にすべてについて新たに交渉しなおす、したがって法は絶えざる再交渉のプロセスになる必要があるのか？

：すべてが交渉の俎上にのぼるとするればわれわれはいかにして決定をなすのか？

：どこに、そしていかなる根拠で限界と境界を引くのか？

(4) 「「他者」へのアプローチ：同化／統合／多文化主義／凝集力と法との関連性」(Approaches towards the ‘other’: assimilation/Integration/Multiculturalism/Cohesion and their legal relevance)

第1スライド：文化の手荷物の影響：われわれはどのように相違を扱うのか？

• いかなる影響を「文化の手荷物」を携えた移民は与えるか？

＝極めて多様なレベルで広範囲にわたり影響を及ぼしている

：「エスニック・マイノリティと法」のシラバスに注意——しかしこれは氷山の一角か？

• 本日は相違／他者をどのように扱うべきなのかというより広い問題に焦点を当てる

：いくつかの関連する問題：

- 1 相違の実態：「われわれ」(‘Us’) と「彼ら」(‘Them’)
 - 2 文化変容 (acculturation) の態様：「同化」(‘Assimilation’), 「統合」(‘Integration’) あるいは「多文化主義」(‘Multiculturalism’)
 - 3 「英国人であること」(‘Britishness’) の概念
- 「他者」の存在は必然的に自由民主主義国家としての英国および相違に対する寛容の限界に関する問題を引き出してきた
 - Paulter (1986 : v) はすでにつきの問題を提起している：
 - ：英国で居住するためにやってきたエスニック・マイノリティは英国の様式に合わすべきなのか、あるいはこの国において彼ら自身の慣習を自由に実践し続けるべきなのか？ より具体的に言えば、英国法は外国の慣習を包摂するためにその原理やルールを受容すべきなのか、それとも新たにやってきた者 (new arrivals) がそれらに合わせるための負担を負うべきなのか？
 - ：より広いコミュニティへのマイノリティの「同化」ということが政治的目的なのか、それとも文化的な多元主義や多様性は公式に歓迎され、それ自身として価値あるものとして奨励されるべきものなのか？
 - あなたはこれらの問題をどのように考えるか？
 - これらは誤った問題の立て方なのか？
 - e.m.agency についてはどうか？

Pearl and Menski (1988) 参照

第2スライド：相違をどのように取り扱うか：文化変容の態様

- 「同化」, 「統合」あるいは「多文化主義」はそれぞれ何を意味するのか？
- 注：用語の「混同」——

：さまざま著者が違った意味で同じ用語を用いている

：故意にそうしているのか？ もしそうだとすればなぜか？

：Banton (1988 : 137) : Why this bad name for ‘assimilation’?

「統合という概念の歪曲ゆえに間違った名称が付与された。その結果、社会政策によって達成すべき目標を描き出すことに関心を有している人々はしばしば、『統合』を『基本的なアイデンティティを維持しながらも、さまざまな要素が一体のものとして結びつけられるプロセス』、あるいは多元主義を『さまざま

なエスニック集団が相互に関連する関係のなかに統合することを目的とする』
プロセスとしてとして記述する。」

- したがってこれらの用語がとりわけ社会学者やメディア、政治家などによってどのように、またいかなる文脈において用いられているのかに注意しなければならない
- CF：その用語の国際的な用法——フランス、オランダ、ドイツはどうか？
- さらにまた同様な文脈で用いられる他の種類の用語もある：「適合」(‘Adaptation’), 「文化変容」(‘acculturation’), 「文化的多元主義」(‘cultural pluralism’), そしてさらにより最近の用語としては、「凝集」(‘cohesion’), 「包含」(‘inclusion’), 「協同」(‘coordination’), 等々
- あなたは用語の変化をどのように説明するか？
- Somerville (2009) などはどのような説明を示唆しているか？ あなたは彼の説明に同意できるか？
- もし相違があるとすればさまざまな用語のあいだにいかなる区別を設けるか？

第3スライド：文化変容の態様の分析

- すべての著者はそれぞれの概念について固有の観念を有しているようである
 - : Desai (1963 : 145-149) ; 統合は適応 (accommodation) を通じて獲得される
 - : Desai (1963 : 147) ; 統合と「より広い社会内における移民あるいはエスニック集団の存在は比較的平和裏に両立可能」である
 - : さらに他の以前の文献も参照：
 - Kannan (1978 : vi-vii) : 同化
 - Poulter (1986 : 3-4) : 教育の同化に及ぼす効果を強調
 - Poulter (1986 : 161) : 同化と統合
 - Jackson (1986) chapter 4 : ‘Assimilation and accommodation’
 - Hutnik (1991) chapters 3 and 10 : assimilation and pluralism
 - Lutz, H. (1990) ‘Cultural/Ethnic identity in the safety net of cultural hegemony.’
The European Journal of Intercultural Studies, 1.2 : 5-13.
 - Roy Jenkins’ (1966) : 統合の古典的定義
 - 「迎合的な同化プロセスではなく相互寛容という雰囲気の中での文化的多様性を伴った平等な機会」

第4スライド：文化変容の態様の分析

- Gordon (1971) は移民集団のホスト社会への統合の程度を分析するために7つの「変数」あるいは同化の態様を記述：
 - 1 「文化的あるいは行動の上での統合」(‘Cultural or behavioural assimilation’) (文化変容としても知られている)：新参者は言葉、服装、そしてホスト社会の日常の慣習を受容する (価値観や規範も含む)
 - 2 「構造的統合」(‘Structural assimilation’)：大規模なマイノリティの入国によってホスト社会のなかに党派やクラブ、機関が持ち込まれる
 - 3 「婚姻による統合」(‘Marital assimilation’)：広範なる雑婚
 - 4 「アイデンティティの統合」(‘Identification assimilation’)：マイノリティは支配的な文化と結びついていると感じる
 - 5 「態度受容の統合」(‘Attitude reception assimilation’) は偏見や差別が存在しないことに関連する
 - 6 「行動受容の統合」(‘Behaviour reception assimilation’) は偏見や差別が存在しないことに関連
 - 7 「市民的統合」(‘Civic assimilation’) は価値観や権力闘争が存在しない場合に生じる

第5スライド：文化変容の態様の分析

- Poulter (1998：12-13)：
 - ：「統合」はマイノリティをマジョリティからなるコミュニティの「優れた」(‘superior’) 主流文化へ併合することであり、そこではマイノリティは自らの独自のアイデンティティの明確な特性を放棄し、マジョリティのなかに混入することを求められる
 - ：「文化的多元主義」では法はマイノリティの文化、伝統、そして価値観をマジョリティのそれらと同様に尊重(1998：16)
- Modood (2007：47-50) は、1)「統合」、2)「同化」、3)「文化的多元主義」を区別
 - ：統合は一方的なプロセスであるが、同化も文化的多元主義も双方向のプロセスである
- 「統合の目的は単一の文化、単一の信条を有する社会である；統合の目的は多文化的

な社会であり多元社会である。」

[Sivanandan (22.05.2006)] Institute of Race Relations (www.irr.org.uk)

第6スライド：比較の視点 文化変容の態様

- アメリカ：「るつぼ」(‘Melting Pot’) と「サラダボール」(‘Salad Bowl’)
 - ：受容されている「主流」への同化への期待
 - ：アメリカの「るつぼ」の考えは現実には WASP のモデル——現在は「サラダボール」が承認
- 以前, D’Innocenzo and Sireffman (1992: X) はつぎのようにのべている：

『「るつぼ」というシンボルは誤りであると論じる学者がいる。それはより強靱なアマルガムを生み出す、新参者とネイティブ双方の等しい融合であることを反映していない。それはむしろ、移民に対してネイティブの基準に合わせることを強制することを目的とした鋳型をあらわしている。『和すること』(‘to fit in’) への非常な圧力にもかかわらず、大半の移民やエスニック集団は『サラダボール』効果を生み出す、明確なる文化的アイデンティティの諸側面を維持している。そのなかではより大きな全体が存在するが、各々の構成要素は他の要素からは区別されることが可能である。ちょうどサラダのなかのキュウリをレタスやトマトから選べるように、アメリカではさまざまなエスニック集団がそれぞれ固有の方法で自立している。』
- アメリカは今なお人種を意識し、人種差別的な社会である (Waters 1999) (Kusow, 2006: 539)
- あなたはこの考えに同意するか？
- オバマが大統領になったことでいかなる相違が生まれたのか？
 - ：注：歴史的に皮膚の色、特に黒人であることは北アメリカにおいて社会階層化の主要なカテゴリーのひとつであった (そして今でも?)
 - ：「一滴のルール」＝一滴の血が違いを生み出すというルールについては Davis (1991) 参照
 - ：同化の圧力に対する黒人の反発については Fanon (1952), Hiro (1973), Finn (1983) 参照

第7スライド：比較の視点 文化変容の態様

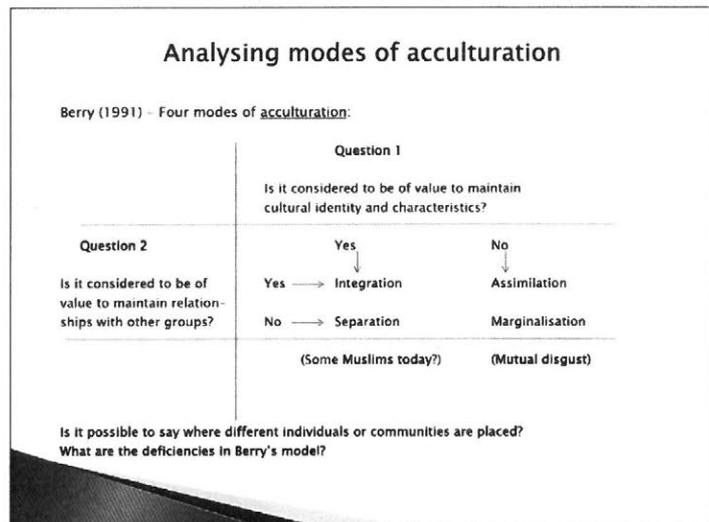
- カナダ：「モザイク」(‘Mosaic’) と「キルト」(‘Quilt’) モデル
 - ：カナダはより多元性を意識する (plurality conscious) 社会か？

- : 「多元性グローバルセンター」 (Global Centre for Pluralism) が2006年に設立
- : 歴史: ふたつのヨーロッパの文化すなわちイギリス—フランス (Anglo-French) の文化に依拠
- : しかし19世紀以来アジアからの移民は排除し続けることに注意—Komagata Maru 事件参照
- : しかし現在はアジアが移民の主流

- ヨーロッパ:
 - : ヨーロッパではどのような用語やモデルが用いられるのか?
 - : フランス, オランダ, デンマーク, ドイツなどは?
- ヨーロッパ委員会 (European Commission) 報告: 「移民統合の基準」 'Benchmarking in Immigrant Integration' (2003), Entzinger & bieveveld は, 統合の程度がどのように計測され, また加盟国や移民集団, および時間軸のなかでどのように比較されるのかを評価するために4つの特性を提起:
 - 1 社会—経済的;
 - 2 文化的;
 - 3 法的小および政治的;そして
 - 4 移住者に対する受け入れ社会の態度

第8スライド:

文化変容の態様の分析——
ベリー (Berry (1991)) の
4つの文化変容の様式



第9スライド: ベリーの文化変容の態様

- 第8スライドでの両方の設問に対する肯定的な答えは文化変容の統合態様を明らかにする

- 第2の設問に対する肯定的な答えと第1の設問に対する否定的な答えの結合は同化の態様を描いている
- 分離の態様は第1の設問に対する肯定的な答えと第2の設問に対する否定的な答えの結合によって確認される
- 最後に、両方の設問に対する否定的な答えは周辺化 (marginalisation) を示している
- Berry (1980) の文化変容のモデルにおいて個人と集団は彼ら自身の遺産や受け入れ社会の文化に対しては複数の態度もしくは方向性を選択することができる
- さまざまな仮定
 - : 安心感から人々はさまざまな違いを評価することができる
 - : 集団内の態度を重視しすぎると自民族中心主義 (ethnocentrism) へと導かれる
 - : 接触はより良い理解へと導いていくが、しかしながらそれは一定条件の下においてのみである

第10スライド：文化変容の態様の分析

文献における諸類型

- 大半の文献とりわけ初期の文献の基本的傾向は極めて明快である：ヨーロッパ中心主義的アプローチ——「非・白人」が同化する必要性を強調
 - : 「黒人」あるいは「他者」には問題があるとみられ、規範は「われわれ」とは「白人」を意味するということ
 - : エスニック・マイノリティは支配的なマジョリティによって設定されている、社会的、法的パターンに適応することがどこにおいても求められている
- しかしながら：
 - : 「白人」がエスニック・マイノリティになっている英国の地域（レスター、ニューハム、ブレントなど）においては上記の諸仮定は崩壊しているか？
 - : 「白人」がマイノリティになった地域では、このことは法の生成と法的ルールの適用に対して影響しているもしくは影響すべきなのか？
 - : われわれはそのような影響のある地域を国全体と地域 (county/local) に分けるべきなのか？
- 以前の文献においてはアメリカモデルとそこでの「人種」(‘race’) の強調にしばしば言及されている
 - : 英国に関してはこの点はどの程度あてはまるのか？

: ジョン・レックス (John Rex) その他の著作での階級と皮膚の色の観念の強調
参照

: =アメリカの「ゲッター」は英国の「過密地区」(‘inner city’) := 「黒人」 =
下層階級

: 皮膚の色とピグメントクラシー (pigmentocracy) については James 1986 参照

: Mullard 1972, p. 37

: Fryer 1988, pp. 118-126

: Parekh 1974: postscript

: Fryer 1984, p. 372

: Hiro 1973, pp. 97-115

: 白人絶対という神話 (myths of white supremacy) の崩壊? Fryer 1988, p. 62

• 英国においてはいかなる相違があるか?

• 歴史の相違? どの程度それはインパクトがあるのか?

: 法的枠組みの違い? 憲法の欠如?

: アフリカ人よりもむしろアジア人が支配的か?

「ローマにおいてはローマ人がおこなうようにせよ」(‘When in Rome, do as the
Romans do’) という仮説のヨーロッパにおける役割については Poulter 1986, pp.
v-vi 参照

第11スライド: 文化変容の態様の分析

文献における諸類型

• 文献におけるアジア人と西インド人の以前の明確なる相違: 自己実現的な予言?

: 「インドとパキスタンの移住者は英国を異質な社会 (alien) と見ており, 同化する
意思を有していない。それとは対照的にジャマイカ人は英国により親密感ある
いは一体感 (sense of identity) を有しており, インド人やパキスタン人のよう
には英国を異質な社会とはみていない。」 [Lawrence, 1974: 35-36]

: 市民になるためのセレモニーに関する現在の議論については IANL Reviews Vol.
21.2 (2007) 参照

アジア人との比較での西インドの人々の認知された適応の対比については Rose
(1972: 417-452) 参照

• 最近のカリビアン人の移住者はイギリス人 = 「彼らのように」(‘like them’) ならうと

試みている 自らを「帰郷」者 ('coming home') とみなしている

：しかしどのぐらいの期間？ 期待と現実の経験の相違

：いかに薄いとはいえ—カリビアンは英国における「黒人」；また：「黒人」としてのブラジル人：あなたはこの考えに同意できるか？

- 同化しようと努力した人々にとって、英国にどのぐらいの期間（あるいは世代）暮らすことで「他者」は「われわれ」の一員になるのか？
- アフリカ／アジアの自己認識はどの程度まで「白人」社会が非白人を受け入れる程度に依拠するのか？
- このことはその他の民族において違いがあるか？ ユダヤ人、アイルランド人、ジプシー、キプロス人、トルコ人、あるいは他のヨーロッパ人ではどうか？
- このような文脈において一般的な相違の役割はなになのか？ James (1986) はカリビアンが一体として行動している集団と見ることはできない、と指摘 むしろ、かりに2世代つまり移住してきた両親と英国生まれの子ども、孫で見るとすれば、それぞれの態度や抵抗の形式に世代間の相違を見出すことができるであろうか？

：「白人の敵意に満ちた海と見ているものに周囲を取り囲まれた、両親たちが暮らしていた社会における直接の広範囲な経験からは離れて、多くの（しかし決してすべてではない）人々がラスタファリ主義「運動」(Rastafarian 'Movement') の観念に魅了されたとしても不思議ではない。……ラスタファリ主義「運動」の顕著な貢献は、民族の誇りとアフリカ起源の儀式を肯定することである。十分に認識されながらもほとんど理解されていないまったくの弱さと沈黙にもかかわらず、ラスタファリ主義は白人至上主義の呪文に対する黒人の対抗文化に対して計り知れない影響を与えている。」 [James (1986)]

- 詳細については以下の文献参照
- Banton [1967], [1983] and [1988] Bourne [1980]
- British Families Research Committee [1982] Burns [1948] Dex [1986] Cashmore and Troyna [1983] and [1990] Centre for Contemporary Cultural Studies [1982] Fanon [1967] Foner [1979] Reynolds [1986] Sivanandan [1986], Solomos [1986] Walvin [1973] Williams [1985]

第12スライド：文化変容の態様の分析

文献における諸類型

- 以前の文献は同化プロセスの3つのステージを前提としていた：
Aurora (1976) Watson (1977) Kannan (1978)
- Brah (1993: 23) は同化は「水に対する塩」(‘as salt to water’) のように期待されていたとのべている
：しかし水は変化しないのか？
- たしかに長期的には教育を通じて (Poultr 1986: 161) 移民とその英国生まれの子どもたちは同化することを期待されている
：「ローマにおいてはローマ人のようにおこなえ」は最も明白な同化主義者のことわざのひとつとなった
- つぎのことにも注意：かつての判例法において裁判官たちは、移住者やその子孫たちがいかに「われわれの生活様式に従って」この国で暮らすべきであるのか (Mohamed v Knott [1968] 2 All ER 563, at p. 568), あるいはいかにして「キリスト教のエートスを侵害することなく」行動すべきかを (Baindail (otherwise Lawson) v Baindail [1946] 1 All ER 342 CA, at pp. 344-345) 教育を通じて教えることが必要であるという見解を明確に表明
：裁判官は今日も同様な見解を有しているか？
- 慣習的・宗教的な慣行やアイデンティティはせいぜい私的領域にのみ限定 国民的なアイデンティティはいかなる宗教をも超えたところに位置することが期待されていた

第13スライド：文化変容の態様の分析

理解における変化

- Ballard (1994 [2007]) Desh Pardesh, pp. 1-34
：外国での「自らの条件にもとづいた」故郷の再構築
：「巧みな文化の操縦者」(‘skilled cultural navigators’) としての南アジア人
- Menski (1988 [2010]) 徐々に巧みになっている法の操縦者 (increasingly skilled legal navigators) としてのアジア人
- Menski (1988: 64-65) 認識の3つのステージ 現在では4つのステージ (2009)
- 新たな形態の生ける法 (New forms of living laws) :
：Menski (1988, 1989, 1993, 1995: 6-7) ‘angrezi shariat’
：US evidence of ‘amrikan shariat’ (Zaman, 2008)
：Menski (1993) ‘angrezi dharma’

- さらに Pearl & Menski (1998) 参照
- Islamic Sharia Councils (ISC) および近年の Muslim Arbitration Tribunals (MAT) をも含む代替的紛争解決手続き (ADR) の成長
 - : 詳細については Badawi (1995) Carroll (1998) Pearl & Menski (1998) Shah-Kazemi (2001) Keshavjee (2007) 参照
- Archbishop of Canterbury, Dr Rowan Williams (2008) : Civil and Religious Law in England: a Religious Perspective
- LCJ Phillips (2008) : 'EQUALITY BEFORE THE LAW'
- 'One law for all campaign'

第14スライド：文化的な手荷物の有する含意 どのようにわれわれは相違を扱うのか？

- 同化戦略は差別を除去するために機能するか？
- 同化に対する差別のインパクトはどのようなものか？
- 相違の主張は「エスニック・ペナルティ」('ethnic penalties') をひきつけるか？
- 多文化主義に対する主な懸念とはどのようなものか？
 - : 「ゲッター化」(Gettoisation) あいは Melanie Phillips (2006) が「ロンドンニズム」(Londonism) として論じたもの：「多文化麻痺」('Multicultural paralysis) —多文化が極端に進行した状態
 - : レスターやブラドフォードのような英国の都市におけるゲッターの問題—人口動態の計測, セグレゲーション, 多様性と統合 *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 55.9 (November 2009) の特別号参照
 - : 「交わることなく暮らす」('parallel lives') コミュニティ—十分なサラダのドレッシング/オリーブ・オイルがない? *Trevor Phillips & Ruth Lea*.
 - : 多文化主義は人権とマイノリティの保護のためには悪影響を及ぼすのか？
 - : *Okin et al* (1999) : 多文化主義は女性にとって悪影響を及ぼすのか？
 - : Phillips, (2003) 'When culture meets gender: Issues of cultural defence in the English Courts'

第15スライド：文化の手荷物が有する含意

- 同化と統合多文化主義のあいだにいかにして正しいバランスをとるのか？ どこに、いかにしてその境界をひくのか？
- その道の先は譲歩的な一元論なのか？

- : Kymlicka (1995)? What's the response by Bhamra (2008)?
- : 「中核的価値」, 「共有されている価値」, 「公共政策」, 「人権」 Poulter (1986, 1998)
- われわれは皮膚の色と文化に配慮しないアプローチを続けるべきか?
 - : Dikötter, Frank (2008) 'The racialization of the globe: An interactive interpretation'. *Ethnic and Racial Studies* 31.8 (November): 1478-96.
 - : Vasta (2007) は多様性を積極的に取り込むことを論じている
- 多文化主義に関する現在進行中の議論——何が問題か?
 - : *Social & Legal Studies* 17.4 (December 2008) での議論, 特に Modood (2008) と Phillips (2008) のあいだの議論参照
 - 同化と「ブリティッシュであること」 ('Britishness') のあいだの関係は?
- これは隠れた議論か?
- Parekh (2000) *The future of multi-ethnic Britain*=The Runnymede Report
- 「ブリティッシュであること」の概念
 - : Jacobsen (1997): 'Perceptions of Britishness'.
 - : Spencer (1995): 境界が合理的でも明確でもない
 - : Parekh (2000): ブリティッシュであることと「イングランドであること」 (Englishness) いずれも系統的な, 広く語られない人種的含意を有している
 - : Modood (2007) および 2010: Still not easy being British (also see 1992 earlier edition)
 - : Burdsey, (2004) "One of the lads"? Dual ethnicity and assimilated ethnicities in the careers of British Asian professional footballers', *Ethnic and Racial Studies* 27.5 (September): 757-79
- エスニシティの概念
 - : Calhoun (2001) 'Tradition, but not mere inheritance'
 - : Meer, (2008) 'The politics of voluntary and involuntary identities: Are Muslims in Britain an ethnic, racial or religious minority?'
 - : エスニシティに関するより広範なる議論については Eriksen (2002) 参照

第16スライド: 考察すべき他の問題

- これまでの帰結: 極めて多様な像

- ：多くの移民やその子孫は自らをより広い社会の一部であると見ており、かつその社会に同化しているとしている
 - ：他の人々はハイブリッドなアイデンティティに満足している
 - ：たとえば, BrAsians, Black British, NRI
 - ：また他の移民とその子孫たちは与えられた西洋文明のなかに受け入れられようとする努力を放棄している
 - ：英国におけるカリビアン, アフリカ, アジアのアイデンティティの再主張
 - ：抵抗の象徴としてのヒジャブ (hijab) = 「抵抗する子ども」 ('kids in opposition')
- 広範囲にわたる多様性を前提とするならばこのような多様な像は不可避か?
 - 諸個人が英国人であると感じることは重要なのか? もしあるとすれば彼らが英国人と感じない場合にいかなるリスクがあるのか?
 - 諸個人は首尾よく「巧みな文化の操縦者」になることで彼らのすべての問題を解決できるのか?
 - 巧みな文化もしくは法の操縦者にはどのようなリスクがあるか?

3 タワー・ハムレット・プロジェクトを支える中核的理論のひとつとしての千葉・法多元主義——「3ダイコトミー・アイデンティティ法原理」論と法多元主義をベースとする法学教育の提唱

「2-3 ロンドンとタワー・ハムレットにおける多様性の意味：法多元主義の機能」の各スライドが示しているように、タワー・ハムレット・プロジェクトの担い手たるメンスキーもカユームも、千葉の法多元主義を「構造的法多元主義」(structural legal pluralism)と称して、本プロジェクトのみならず彼らの法多元主義研究の中核に据えている(メンスキーにおける千葉理論の極めて高い評価については、さしあたり角田猛之「ロンドン大学東洋アフリカ学院ロースクールにおける「アジア・アフリカの法体系」講義(2011—2012年)の紹介——ヴェルナー・メンスキー教授の講義資料を中心にして」(『関西大学法学論集』第63巻第6号)の「4-1-3 第3回講義：ヨーロッパの法の歴史と法多元主義の概念(メンスキー, マリアノ・コルチェ)(10月19日)の第49スライドから第54スライド参照。また、角田猛之「第1章 千葉法文化論再考」(角田猛之・石田慎一郎編著『グローバル世界の法文化 法学・人類学からのアプローチ』(福

村出版, 2009年) 所収) 参照)。そこで本章では本資料の最後に, 前章2-3の第9スライドから第11スライドにかけて紹介されている千葉正士の法多元主義に関する理論について, 3つのスライドでの紹介を補足するためにいくつかのポイントを指摘しておく(「3-1 千葉正士の「法文化の操作的定義」——多元的な法状況下における法文化の分析枠組み」)。

そしてさらに, 晩年たる主として2000年以降に千葉が構想していた, 法多元主義をベースとする「総合比較法学」(Comprehensive Comparative Law)に依拠した法学教育のあり方について, グローバル時代の多元社会を見据えて千葉が提起した, 「ロースクール時代」における新たな法学教育に関する斬新なアイデアの一端を紹介する。その際, 2012年3月26日にメンスキーの主催にてSOASで開催された「千葉・追悼セミナー」(“Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context: Chiba Memorial Symposium, SOAS, School of Law, 26th March 2012, Room 4418)にて, 私自身が上記テーマの下でおこなった報告“Chiba’s Theory of Legal Culture and new Idea of ‘Comprehensive Comparative Law’ Basing on some Japanese Papers in his later Years”のパワーポイント資料を掲載することでその紹介に替えたい(「3-2 千葉の法多元主義, 総合比較法学とそれらをベースとする新たな法学教育の模索——SOASでの角田の“Chiba’s Theory of Legal Culture and new Idea of ‘Comprehensive Comparative Law’ Basing on some Japanese Papers in his later Years”報告のパワーポイント資料**)。

** : SOASでの千葉追悼セミナーの当日のプログラムを以下に掲げておく。SOAS側からはメンスキーとカユウムをふくめ約15名, 日本からは私を含めて4名が出席し, 報告した(下記のプログラム中, 飯田順三, 馬場淳のふたりは欠席。また, 英国滞在中の日本人研究者2名も出席)。

Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context :
Chiba Memorial
Symposium SOAS, School of Law, 26th March 2012, room 4418

Programme

9.15 am : Welcome by Professor Mashood Baderin, Head of the SOAS School of Law, and introduction the Symposium Werner Menski (SOAS, London) and Takeshi Tsunoda (Kansai University, Osaka) *Building on Chiba-sensei’s theories for a global context*

ロンドン特別区・タワーハムレッツでの「コミュニティ・リーダーシップ・プログラム」の紹介—ロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)との連携での超多元社会(plurality of pluralities: POP)への取り組み

- 9.30-1 pm : Morning session : Key issues in general legal theory
- 9.30-10.00 : Junzo Iida (Soka University, Tokyo) *Masaji Chiba : A biographical study*
- 10.00-10.30 : Takeshi Tsunoda (Kansai University, Osaka) *Towards a General Theory of Legal Culture in a Global Context*
- 10.30-11.00 : Prakash Shah (Queen Mary, London) *The elusive place of religion in legal pluralism*
- 11.00-11.30 Tea break
- 11.30-12.00 : Jun Baba (College of Foreign Languages, Tokyo) *Culture and human rights in Chiba theory (fixed)*
- 12.00-12.30 : Mariano Croce (La Sapienza, Rome and SOAS) *Comparative analysis of Chiba's theories and Italian scholarship*
- 12.30-01.00 : Masami Mori (Kyoto Bunkyo University, Kyoto) *Legal pluralism and social changes in Japan (tentative)*
- 1-2 pm Lunch Break
- 2 pm to 6 pm : Afternoon session : Specific glocal applications
- 2.00-2.30 : Werner Menski (SOAS, London) *Chiba's theories, Hindu law and Indian laws*
- 2.30-3.00 : Arinori Kawamura (Japan Coastal Guard College, Hiroshima) *Chiba's identity postulates and legal pluralism in Chinese law.*
- 3.00-3.30 : Taymour Harding and Faris Nasrallah (SOAS, London) *Chiba's theories in relation to Muslim law and Islamic laws*
- 3.30-4.00 Tea break
- 4.00-4.30 : Sham Qayyum (SOAS, London) *Chiba's theories and ethnic minority legal studies*
- 4.30-5.00 : Shin-ichiro Ishida (Metropolitan University, Tokyo) *Legal pluralism in Kenya : A three-dichotomy analysis (fixed)*
- 5.00-5.30 : Clever Mapaire (UNAM, Windhoek) *Legal pluralism in Southern Africa*
- 5.30-6.00 Concluding discussions
- 7.00 Conference Dinner

3-1 千葉正士の「法文化の操作的定義」——法多元主義下での法文化の分析枠組み

千葉はアジアのさまざまな地域における法多元主義下での国家法や移植法、固有法に対する、法人類学、法社会学、そして法哲学の視座に立った詳細なる検討を通じて、独自の法文化概念を「法文化の操作的定義」として提示している。そしてさらにその定義を、アジアを中心とする非西洋世界の法多元主義の実証的分析に適用して、国際的にも高い評価を博する膨大な研究成果を国際学会での口頭発表のみならず、英文、仏文を含む論文、著書等でも精力的に公表してきている。そこでまずは千葉の法文化の操作的定義のいくつかのポイントを簡単に摘示する。

法多元主義と法文化の分析に関する千葉理論の中核はつぎの2点に要約することができる。まず、(a)「3つのダイコトミー (dichotomy) = 二項対立による多元的で動的な個々の具体的な法の比較分析」、そして(b)「アイデンティティ法原理 (identity postulate of legal culture) による、多元的、動的な法の総体が有する法文化としての統合性と他の法文化との比較的特徴の把握」ということである。そしてこれら3つのダイコトミーとは、前章「2-3 ロンドンとタワー・ハムレッツにおける多様性の意味：法多元主義の機能」の第10スライドで提示されているように、「公式法・非公式法」(official law v. unofficial law), 「移植法・固有法」(transplanted law v. indigenous law), 「法規則・法前提」(legal rules v. legal postulate) である。まず「公式法・非公式法」のダイコトミーとは、国家を中核とする公的権威によって公認され、したがって公的サンクションによって裏づけられているか否かを基準とするダイコトミーである。ここでいう非公式法は、当該社会の構成員の一般的合意によって正当性を有する慣習法がその典型である。また、当該社会の伝統文化に起源を有するか否かを基準とし、したがって法の文化的出自を明らかにするのが「移植法・固有法のダイコトミー」であり、さらに、言語によって明示的に表現されているか、あるいはその背後に潜在する理念もしくは価値なのかを基準とするのが「法規則・法前提のダイコトミー」である。そしてこれら3ダイコトミーそれぞれの変数の組み合わせとして、個々の具体的な法や法体系を多元的、動的に分析することにより、たとえばEUやアセアン、東アジアといった広域文化圏や、一国、一地域、あるいはさまざまな部分社会が有する多元的な法のあり方＝法多元主義を分析するのである。

そして、このような3ダイコトミーによる法多元主義の分析という千葉理論の特徴にくわえて、法文化分析にかかわるもうひとつの顕著な方法論上の特徴はつぎの点である。すなわち、法社会学や法人類学といった社会科学的手法によって、グローバル時代にお

ける多元的で動的な法のあり方を3ダイコトミーの道具概念を駆使して分析するとともに、そのような多元的、動的な法の総体が有する「法文化としての統合性」と「他の法文化との比較的特徴」を、千葉独自の法文化に関する道具概念たるアイデンティティ法原理によって把握することである。そして千葉はアイデンティティ法原理によって統合される3ダイコトミーの特徴的な組み合わせのあり方に、さまざまな法主体が担っている固有の法文化の中核をみているのである。

千葉の言葉を用いるならば、アイデンティティ法原理とは「個々の法文化の性格を規定し、一法文化の文化的同一性を基礎づける最終原理」とされている。そして以上の3ダイコトミーとアイデンティティ法原理を用いて、千葉は「法文化」の概念をさしあたってつぎのように定義している。すなわち、法文化とは「アイデンティティ法原理によって統合される公式法・非公式法、固有法・移植法、法規則・法前提それぞれのコンビネーションとその全体、およびアイデンティティ法原理によって統合されているその多元的法体制の比較的特徴」である。

したがってこの原理は、定義上は西洋法あるいは西洋法文化にも適用可能であって、たとえば、比較法学が言うところのコモンローや大陸法という伝統的な区分は、このアイデンティティ法原理によるふたつの異なる広域的な法文化圏ともいうことができる。しかしながら、共通の西洋法文化——それは主としてギリシャ哲学とキリスト教、そして法律の面では、これらから派生する自然法論や教会法、教会裁判制度、さらには古代ローマに起源を有する世俗的なローマ法と、実務・学問両面にわたる法学および法曹、裁判制度の伝統、等々を基盤とし、いわゆる国家法一元論と西洋法普遍論にもとづく伝統的な西洋の近代法学——の下では、その文化的アイデンティティを表現するところの、千葉が言うアイデンティティ法原理は少なくとも明示的には必要とはされなかったのである。

しかしながら非西洋世界においては状況がまったく異なっている、という点を千葉は繰り返し強調する。すなわちとりわけ近代以降の植民地下において、西洋から大規模に移植された国家法を中核として公式法が成り立つとともに、同時に固有文化のもとで歴史的に形成され、人々の生活関係、人間関係全般を規律してきた多くの固有法を非西洋世界は有している。特に宗教的、民族的、言語的、その他無数の共同体をベースとするさまざまな固有文化を発達させてきたアジア社会においては、それらのさまざまな法主体が有している固有法の文化的アイデンティティを表現するためには、千葉が独自に概念化した「法規則・法前提」というダイコトミーと、いわば「究極の法前提」ともいう

べきアイデンティティ法原理が不可欠なのである。また、主として西洋からの移植による国家法と多様な固有法が併存する社会においては、それら固有法のあいだでの、また固有法と移植国家法とのあいだでの相互の矛盾対立を調整する原理が不可欠である。

まさに、このような法および法文化の統合に向けた調整的機能をなし、したがって固有法を固有法として成立させ、維持してゆくところの最終原理が千葉の言うアイデンティティ法原理に他ならない。ちなみに千葉は中国、韓国、日本のアイデンティティ法原理を、実証的手順を経て今後検証すべき仮説として「天道性多元主義」、「ハヌニム性正統主義」、「アメーバ性情況主義」として一応のところ提示している（「アイデンティティ法原理の探求——とくに韓国と日本を比較して」北大法学論集46巻1号、1995年）。また日本のアメーバ性情況主義に関しては、たとえば2003年刊行の『法と時間』という論文集のなかで、明治以降の急速な一連の近代化過程において、西洋キリスト教起源のいわゆるグレゴリオ暦を導入したプロセスを手がかりにして千葉は論じている。すなわち日本の伝統的な太陰暦から太陽暦への改暦はたんなる外国制度のコピーではなく、日本の固有の制度をベースとして取捨選択をし、同化した結果としての、むしろ「日本の太陽暦の創出」であるとしている。そしてそのような「形式的には旧暦を放棄しながら実質的には旧暦を維持するように調整した」という太陽暦の採用をめぐる歴史的事実、その他にもとづいて、「アメーバ性情況主義」として日本の法文化の究極の特徴を仮説的に抽出しているのである。（千葉正士『法と時間』、信山社、2003年）

3-2 千葉の法多元主義、総合比較法学とそれらをベースとする新たな法学教育の模索 ——“Chiba's Theory of Legal Culture and new Idea of 'Comprehensive Comparative Law' Basing on some Japanese Papers in his later Years”

最後に、2012年3月26日にメンスキーの主催にて SOAS で開催された「千葉・追悼セミナー」にて、私自身が上記テーマの下でおこなった報告“Chiba's Theory of Legal Culture and new Idea of 'Comprehensive Comparative Law' Basing on some Japanese Papers in his later Years”のパワーポイント資料を掲載する。

Chiba's Theory of Legal Culture and new Idea of 'Comprehensive Comparative Law' Basing on some Japanese Papers in his later Years

Towards a General Theory of Legal Culture
in a Global Context:
Chiba Memorial Symposium
SOAS, School of Law, 26th March 2012, room 4418
Kansai University
Takeshi Tsunoda

Introduction

(1) Masaji Chiba had consistently challenged, from 1970s to last in his life, to develop non Western, in particular Asian legal pluralism and theory of legal culture. During more than thirty years, he had published lots of papers and books not only in Japanese but also in English and French. At some Japanese papers which he published after 2000, he firstly mentions to 'Comprehensive Comparative Law'. (2) In 2009 Chiba died, regrettably, without leaving systematic and detailed elucidation on his idea of Comprehensive Comparative Law. Under such circumstances, in 2002, he published one Japanese paper which is his *only one paper* having in title the term Comprehensive Comparative Law which is 'evaluated as one of the comprehensive or general jurisprudence and plainly a kind of legal theory'. (3) In this paper, I would outline and discuss about Chiba's idea of Comprehensive Comparative Law, basing on his some Japanese papers which he published around from 2000. After outlining it, I would discuss Chiba's idea, comparing with Werner Menski's, on plurality-conscious globalised legal education.

- 1986; ed. *Asian Indigenous Law: Interaction with Received Law*, London, KPI
- 1989; *Legal Pluralism: Toward the General Theory through Japanese Legal Culture*, Tokyo: Tokai UP
- 1993; ed. *Sociology of Law in Non-Western Countries*, Onati, Spain: IISL
- 1998 Capeller and Kitamura
- 2001; ed. *Sports-hougaku Jyosetsu (Introduction to Sports Law)*, Tokyo: Shinzanshya
- 2002; *Legal Cultures in Human Society—A Collection of Articles and Essays*, Tokyo: Shinzanshya International
- 'Sou gou Hikaku-hougaku no Suishin wo Negau' ('Sougou Hikaku-hougaku') ('Request for Developing Comprehensive Comparative Law') in *Hikaku-hougaku no Kadai to Tenbo (Tasks and Views of Comparative Law)*, Shinzansya
- 2003; *Hou to Jikan (Law and Time)*, Tokyo: Shinzanshya
- 'Houbunka-ronsou kara Sinhougaku eno Kitai' ('Houbunka-ronsou') ('Debates on Legal Culture toward New Jurisprudence') (*Hou no Riron (Legal Theory)*) Seibun-do
- 'Hougaku to Hougaku-bu no Yukue' ('Hougaku') ('Future of Jurisprudence and Faculty of Law'), *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.30
- 2004; 'Gakumon Kenkyu no Hyouka' ('Evaluation of Academic Research'), *Tokai; Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.31
- 'Kenkyu-sagyou no Nansyo' ('Difficult Stage of Researching') *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.32
- 2005; 'Slump no Kokufuku' ('overcome of Slump'), *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.33
-
- Kindai no Kou? Zai? (Merits? or Demerits? of Modernity), *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.34
- 2006; 'Kenkyu-houhou wo Manabu' ('Learning on Methodology'), *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.35
- 'Kansatsu to Bunseki no Siza', *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.36
- 2007; 'Bunka to Ningen wo Manabu' ('Learning Culture and Human Beings'), *Tokai Hougaku (Law Journal of Tokai University)* vol.37
- ; *Seikaino Hou-sisou Nyumon (Introduction to History of Legal Ideas in the World)*, (Reprint), Koudansya

I Legal culture on unofficial law and non-Western law— two ‘new waves of jurisprudence’ as an axis of Comprehensive Comparative Law

Chiba divides an approach to legal culture into three types, namely legal culture on state law, legal culture on unofficial law and legal culture on non-Western law. ('Houbunka-ronsou kara Sinhougaku eno Kitai' ('Houbunka-ronsou') p296-297) He particularly evaluates latter two approaches, calling them 'new waves of jurisprudence', as an axis of Comprehensive Comparative Law.

I -1 Legal culture on unofficial law : As to a question ' why dose legal culture exist', Chiba clearly answers like this, because 'there exist such social norms which have strong effectiveness as enforce state law to give way to them' ('Hougaku', p.8). Such social norms, regardless of whether state law authorizes them or not, work effectively. Chiba conceptualizes these social norms as 'unofficial law' and says it is his first 'new waves of jurisprudence'.

I -2 Legal culture on non-Western law : Chiba repeatedly says his operational definition of legal culture, namely 'three dichotomies under the identity postulate of legal culture', can be applied to analysis of legal pluralism, regardless of Western or non-Western law. Chiba, however, says that 'we can say so at least at the level of methodology, but if we see the existing legal system it is necessary condition to treat these two laws dividedly in order to understand the different human meanings of them in the contemporary world .Because

'non-Western law is well-effective law which really rules everyday life of non-Western society's people and it has strong effectiveness by which modifies received law from Western countries and sometimes denies it'. Nevertheless 'modern jurisprudence principally rejects the existence of non-Western law as areal law....Therefore, in order to develop Comprehensive Comparative Law, it is necessary condition and urgent task to reinstate non-Western law and elucidate legal culture on non-Western law'. ('Hougaku', p.11)

II Chiba's idea of Comprehensive Comparative Law

II -1 One of the circumstances under which Chiba reaches an idea of Comprehensive Comparative Law : In the latter part of his academic career, Chiba by himself evaluates his works as a whole as 'comparative law from non-Western viewpoint' and briefly says about one of the external circumstances under which he reaches an idea of Comprehensive Comparative Law as follows;

'I found out new tasks when I have recently summed up my all the work [at Chiba, 'Droit compare generale', in Capeller & Kitamura eds, 1998] on non-Western law over a half century. First of all, we should firmly establish the methodology of researching non-Western law as a 'non-Western jurisprudence' and refine it, ...as Comprehensive Comparative Law. It is Gordon Woodman's paper in Capeller & Kitamura, 1998 that directly urges me to pursue the latter task.' ('Sougou Hikaku-hougaku', p6-7)

Gordon Woodman criticizes Chiba on some points in this paper but basically he evaluates Chiba's work as the one from non-Western viewpoint. He says, at the conclusion of his paper, that

'[s]tudents of comparative law need to develop theories of law which take account of and seek to accommodate all the laws of the world, not merely those of western societies.... In the past comparative law has not only failed to achieve a wide degree of generality; it has often failed to aspire to it. Today a far larger and more varied body of information is available than ever before, in large part because of the work of non-western scholars such as M. Chiba. In the face of this information, western ethnocentrism is slowly ebbing.' (Woodman, cite from his original English version: The distinction between western and non-western laws COMPREHENSIVE COMPARATIVE LAW)

II -2 Three approaches conforming to Comprehensive Comparative Law – multiculturalism, theory of legal culture and comparative law (omit)

II -3 Three kinds of bearers of the task of developing Comprehensive Comparative Law (1)

He points out three kinds of 'bearers' who should have the task of developing Comprehensive Comparative Law, namely some branches of science, some scholars and some academic organizations.

(1) First, as to some branches of science as a bearer of the task, namely as to which branches of science should have the task, he says that not only comparative law but also sociology of law, legal anthropology and legal philosophy have their own tasks concerning to Comprehensive Comparative Law ('Sougou Hikaku-hougaku', p.23).

(2) Secondary, as to which kinds of scholars should have the task, Chiba says,

'legal scholars of non-Western countries should have the task to present, having the proud of holder of their own law and legal culture, their culture-specific law to Western legal ones who were just ignorant to or misunderstood the non-Western law and legal culture.... Nobody has doubt that among many non-Western scholars it is Japanese ones that most skillfully transplanted and harmonised Western law and Western legal sciences into Japanese society. If it is so, Japanese legal scholars indeed do their work with subjectivity as non-Western scholars and at the same time have qualification and responsibility to synthesis Western and non-Western legal worlds.' ('Sougou Hikaku-hougaku', p.23-24)

II -3 Three kinds of bearers of the task of developing Comprehensive Comparative Law(2)

(3) And finally what kind of academic organization or institution, Chiba thinks, should bear the task of developing the idea of Comprehensive Comparative Law?. Chiba says that

'inside the existing system of Faculty of Law in Japan some new special section whose purpose is to research the new waves of jurisprudence should be established'. Under such a new section, Chiba says, 'theory of legal culture, ...should be more developed and enlarged [by legal philosophers, legal historians and comparative lawyers]. As to legal science focusing on unofficial law it needs social scientists on legal culture[namely legal sociologists], and as to legal science focusing on non-Western law it needs specialists on non-Western legal culture[namely legal sociologists, legal anthropologists and specialists of 'Asian law']. In this way, making use of existing framework of Faculty of Law, we should prepare for researching new waves of jurisprudence.'

Furthermore Chiba mentions to establishment of new department and post-graduate course for focusing on research and education of legal culture, and also independent research institute of legal culture. ('Sougou Hikaku-hougaku', p.14)

III Significance of legal education of non-Western law and legal culture in the idea of Comprehensive Comparative Law -- comparing with Werner Menski

III-1 Werner Menski's idea for plurality-conscious globalised legal education : (1)

(1)As I pointed out at II -1, Chiba was 'urged..., in the final stage of his academic career, to develop and refine the idea of Comprehensive Comparative Law' by Werner Menski's 'comparative law in a global context' as a 'general comparative law'. Chiba also evaluates the fact that Menski strongly emphasises the importance of plurality-conscious globalised legal education basing on legal pluralism. Menski points out that;

'Increasing globalisation in the form of pluralisation has created an even grater need to have detailed knowledge and better understanding of the complex world and its many types of law....This has given rise to new ways of looking at debates about culture and rights....Exposing first-year law students to such ideas and to the theories of internationally renowned postmodern legal thinkers like Masaji Chiba(1986)and his enormously helpful discussion of 'official law', 'unofficial law' and 'legal postulates'(chap2, section2.5.4) is not too demanding and confusing'.(*Comparative Law in a Global Context* ,Cambridge, second.ed.,2006,p.36)

And Chiba also says that 'Menski ,basing on the evaluation of my new analytical conceptual framework on non-Western law, kindly spread my theses through the education for the students who come from all over the world.'('Kenkyu-sagyou no Nansyo'('Difficult Stage of Researching') *Tokai Hougaku(Law Journal of Tokai University)*vol.32,2004,p.14)

III-1 Werner Menski's idea for plurality-conscious globalised legal education : (2)

(2)Some reasons why Menski attaches much importance to plurality-conscious globalised legal education basing on legal pluralism.

Most general reason is, of course, worldwide globalisaion in particular from 1990s.

(i)Adding to such a general reason, however, what is important as a particular reason for him is that he is a specialist of South Asian, namely non- Western law. He says,

'[s]tudying Asian and African legal systems from an internal perspectives,...it becomes impossible to maintain an Eurocentric, statist and purportedly universal set of assumption about law. Perhaps that is why many people never even try to go that far. Herein, first of all, lies the central challenge for the comparative law teacher and legal theorist in the field of globalised legal education.'(*Comparative Law*,p.32)

What is more important, however, in his above opinion is the phrase 'from an internal perspectives'. Even the specialist of non-Western law like Menski, if he or she studies the subject from an 'external' perspective, can 'maintain an Eurocentric, statist and purportedly universal set of assumption about law.' It is such an academic situation and scholars that he strongly criticises as 'Eurocentric hubris'(Fuzzy Law and Boundaries of Secularism,p.5) In this point, Menski and Chiba are common. Chiba consistently insists, literally from his earliest stage of researching to the last one, the importance of this 'internal' perspective, that is to say, he consistently insists that we should stand on the bearers' subjective perspective of each indigenous law and legal culture if we want to understand their whole structure of living law.

III-1 Werner Menski's idea for plurality-conscious globalised legal education : (3)

For example, Chiba says in his first book published in 1949,

'we can say, if human beings are seen as an object, we are living simply following to various norms as the others. But if human beings are seen as an subject, we are living earnestly searching for our own lives. As a subject of our lives, some people positively are aware of law and make use of it with pleasure.... Other people, submitting to law's strong measures, bear suffering. People's lives are always with law.' (*Ningen to Hou*)(*Human Beings and Law*), Cyouji-ya, 1949)

(ii) One more particular reason for Menski is, as it were, geographical one, that is to say, he teaches at SOAS in London. Under these circumstances, he recently presents his original concept 'pop'. Basing on such an understanding of internal 'super-plurality' of law, he critically mentions to present situation as follows,

'[a] few decades ago, comparative legal study was still focused on the colonial experience and English law's influence across the world. Working in London today and thinking about law in a global context is a different experience, not yet sufficiently reflected in comparative legal research. Perhaps out of fear as much as ignorance, most lawyers pretend to have no stake in such issues'. (CL, p.65)

He insists, basing on the present situation like this, the reform of legal education as follows,

'[a]s the composition of student populations in centres of legal education like London has changed over time, itself result of globalization, law teaching should have adjusted accordingly, taking account of new realities (CL, p.70)

III-2 Chiba's idea for plurality-conscious globalised legal education basing on Comprehensive Comparative Law (1)

(1)'Law School' problem for Chiba:

As to the history of modern legal system in Japan we have at least three large turning points, namely Meiji Restoration, 1867, 'Post-war Reform' after 1945 and world wide globalization from 1990s. As a part of a series of legal reform from 1990s, the system of legal education, in particular training system of lawyers, was also drastically changed. Apart from traditional German style Faculty of Law since late 19th century, government newly established, modeling on American Law School system, Japanese style 'Law School' which focuses on training of practical lawyers within University but independently from Faculty of Law. In this new Law School, it is very natural that legal education is basing on state law modeling on Western legal system.

Under such new circumstances, in particular from around 2000, traditional legal education style inside Faculty of Law basing on positive law or state law was forced to reexamine and reform in order to adopt itself to new situations.

III-2 Chiba's idea for plurality-conscious globalised legal education basing on Comprehensive Comparative Law (2)

Under these circumstances, Chiba points out the significance of his plan for 'new waves of jurisprudence' and ,therefore, for Comprehensive Comparative Law as follows

, my plan for researching three patterns of legal culture is the proposal for new jurisprudence in a large sense. But if we change the viewpoint, it has much more important significance. I firmly believe that such a plan has very important significance for the reform of Faculty of Law which is now occupied with so-called Law School Problems.'('Houbunka-ronsou',p.298)

For Chiba, it is the circumstances surrounding Faculty of Law in Japan that have very important meaning for him to introduce a new plurality-conscious globalised legal research and education. At the same time, Menski's insistence on the significance of such an education also influences , directly or indirectly but at least considerably, to his idea of legal education basing on Comprehensive Comparative Law. Chiba proposes his unique plan for reforming traditional legal education in Faculty of Law as follows ;

'One certain measure for responding to such internationally changed circumstances is that we enlarge the concept of law ,in research and education at Faculty of Law, from state law to legal culture...Namely as I mentioned above, three types of approach to legal culture,...state law legal culture by modern jurisprudence, Japanese legal culture by social sciences and legal culture of various countries and peoples by comprehensive approaches...We should promote these three approaches with the viewpoint of comparison.'('Houbunka-ronsou',p.298)

III-2 Chiba's idea for plurality-conscious globalised legal education basing on Comprehensive Comparative Law (3)

(2) Importance of Japanese legal scholarship for promoting legal research and education in the worldwide global age :

Proposing, like this, the guideline of plurality-conscious globalised legal research and education in the context of Comprehensive Comparative Law, Chiba strongly advocates the importance of Japanese legal scholarship which could internationally contribute for promoting legal research and education in the worldwide global age. Chiba says,

'if we establish the organization for promoting the study of legal culture in Japan and give actual results on legal research and education basing on Comprehensive Comparative Law, it is certain that they could be internationally highly evaluated as the unique results by legal scholarship from Japan. Because, at the present stage, there is no such an idea anywhere in the world.

Therefore ,I think, there will occur the trend of coming to learn to Japan various countries' legal cultures from other ,in particular from non-Western countries. As a result Japan could become a Mecca for theory of legal culture.'('Yukue',p.14)

Chiba's idea of Comprehensive Comparative Law has, as to research project of legal culture as well as research institute, very large international range. Therefore we could say that Chiba had been proposing toward all over the world not only joint project by legal scholars and legal anthropologists but also establishing standing institute for research and education of legal pluralism and legal culture under the world wide

Conclusion—Chiba's Theory of Legal Culture and legal philosophy (1)

(1) Reflection from the past: Menski points out, mentioning to Chiba, risk of state monism as follows, 'As a grandchild of Nazi Germany, I know only too well that such exclusive claims of law to authority and power are dangerous and can easily lead to questionable aberrations. In legal theory, seeking to research pluralist models, I found immense inspiration in the writings of Professor Masaji Chiba ...His seminal work on the internally plural nature of law has enormous implications worldwide. '(Flying kites in a globalising sky and dodgy weather forecasts: Accommodating ethnic minority laws in the UK,p.3;Paper for the International Symposium 2009 at TUF5 Crossing Borders and Boundaries: Towards Transnational/Transcultural Comparative Area Studies 14/15 February 2009).

Chiba (1919-2009) as a 'son' of Japanese ultra-militarism had also insistently criticized the state law monism, standing on his reflection against pre-war Japanese legal scholarship. For example he says, in 1994, about pre-war Japanese legal philosophy, looking back upon his own mental and intellectual situation just after World War II as follows;

'I was really shocked at the fact that, even though Japanese legal philosophers had established [since late 19 century] very systematic legal philosophy basing on Western, mainly German, it could never criticize Japanese state system [therefore state law and jurisprudence based on ultra-militarism] and could not stop to rush into war. Therefore we could not deny, even if it was said, that Japanese legal philosophy was just an armchair theory. ('Hi-seiyohou-iron Kenkyu no Gendaiteki Igi')('Contemporary Meaning of study of Non-Western Law') *Hokudai-Ronsyu(Law Journal of Hokkaido University)*,vol.44,No.4,1994,p.896)

Conclusion—Chiba's Theory of Legal Culture and legal philosophy (2)

(2) Legal philosophy which has real value and theory which is founded on empirical facts :

Basing on such a serious reflection on Japanese legal philosophy, he presents a very important viewpoint which Chiba's Theory of Legal Culture insistently holds. Following above indication, he continues to say that 'legal philosophy, if it wants to have a real value, should be the philosophical thought basing on the theory which is founded on empirical facts.' What Chiba mentions here as 'theory which is founded on empirical facts' clearly indicates the American style sociology of law which was really in charge of being a basic theory for democratizing Japan through various reforms after World War II and also legal anthropology which Chiba himself energetically introduced to Japan since 1970s and he himself researched.

These two factors, namely 'legal philosophy which has a real value' and 'theory which is founded on empirical facts' are insistently the main pillars of his Theory of Legal Culture and therefore of his idea of Comprehensive Comparative Law. What Chiba extracted, through the approach of this 'legal philosophy', theoretically refined and placed at the centre of Chiba's Theory of Legal Culture is the concept of 'legal subjectivity' and 'identity postulate of legal culture'. Finally I would point out the significance of legal philosophy for Chiba's Theory of Legal Culture.

Conclusion—Chiba’s Theory of Legal Culture and legal philosophy (3)

(3)Chiba’s Theory of Legal Culture and legal philosophy : In 2003 Johannes Feest contributed book review on Chiba’s *Legal Cultures in Human Societies—a Collection of Essays*(Shinzansya International,2002) at the RCLS News Letter (Winter,2003(Research Committee on Sociology of Law),p.4). In this book review he appreciates highly Chiba’s work on non-Western law and legal pluralism and also mentions to his identity postulate of legal culture.

‘his most original (and not yet fully appreciated) contribution to the debate is the concept of the “identity postulate of legal culture”. Somewhat like Kelsen’s Grundnorm, it is supposed to account for the unity of the legal cultural system.’

Chiba wrote in his private letter to me (date of 21 February, 2003) about this Feest’s review as follows;

What Feest particularly appreciates in the discussion of my book is the identity postulate. ‘I never imagine that my concept of identity postulate can be contrasted with Kelsen’s theory. I never suppose I could approach to him, because he is the existence as if he were god in Japanese circle of legal philosophy. But, it may be possible that my theory could be appreciated mentioning and paralleling to Kelsen’s theory because my critics against state law monism and Western-law universalism basically mean the critics against Kelsen’s theory.’

In his words, in particular ‘I never suppose I could approach to him, because he is the existence as if he were god in Japanese circle of legal philosophy’, I think that we could read the strong contemplation on legal philosophy which he continues to hold from his early stage of academic career to the last one.